

別種	要項		金	額	一戸平均	村費に對する割合	教育費に對する割合
	金額	戸数					
村費總額	二五、二八七	三九四〇二					
教育費總額	一四、七二一	二二四七二	〇、五八二				
小學校費總額	一〇、二三六	一五四八〇	〇、四〇五			〇、六九五	一九四六一
公民學校費總額	四、二八五	六四六一	〇、一六九			〇、二九一	二六四六一

(四) 人的設備

學校經費の上に貢獻したのは云ふまでもなく、前に述べた如く學校職員、村民全般の一致に依る總動員的努力である。

然るに常に其の中心となつて涙ぐまじき獻身犠牲の活動を繼續したのは専任教員諸君であつた。

日々の勤務時間は平時に於ても夜は十一時まで、夜學をなし其の後一、二時間は教授を中心とする研究講評である。或る期間には一部の學級は未明より訓練し、他の學級は晝間夜間の教授である、又第一區部落の分教場夜學、各區民總會の出席等々實に勤務時間十七、八時間が普通であつた。

されど教員諸君は各區住民又青年より引張り爪にて農場實習指導、病蟲害驅除、種播、道路の修理、臺所の改善等で、日々に村民の自覺に基く積極的郷土振興運動に苦勞を知らざるものの如く喜々として務め勵んだ、學校長も自ら無私の境致にあつて専心、村全體を教育道場たらしむる爲のあらゆる事務處理と本務たる教員養成所教育とを晝夜兼行にて遂行した。

専任教員一名は當時では全國最初の新例として特に奏任官待遇となり、漸時累進した。

餘の教員も本稿起草中に縣視學、縣實業教育主事補、同社會教育主事補として縣教育の樞機に參畫し、教育の指導監督に當り、又學校長、中堅専任教諭として地方に重きを爲してゐる。

町村當局はかゝる教育に當りたる者にして始めて農村教育者たるの眞價ありとて、瀕りに招聘運動をなし來る等、正に鍬を持つて立ち農業生活、農村社會生活に對し敬虔なる態度を採れる教育者にして始めて農村教育を任せ得るものなりとの輿論は確かに縣下の農村に興り來つたのである。

當時の教師は專任男三名女一名教練助教一名であつた。

(五) 組織編成

尋常小學校卒業者にして本村に在住するものは前期第一學年に入學せしめ、高等小學校卒業又は之と同程度の學歷ある者にして本村に在住する者は、後期第一學年に入學せしむることとした。

高等科には後期卒業者を入學せしめ、其他學歷に應じて中途編入せしむるの規程とした。

修業年限は、前期二年、後期二年、高等科四年、專攻科一年合計九ヶ年である。

而して男子高等科は略青年訓練に一致せしめ、事實上に於て實業補習教育と青年訓練を合併し得たのである。

次に一ヶ年教科別の教授時數は次の如くである。

(甲) 男子の部

修身及公民	教科		高等科	專攻科
	前期	後期		
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

合計	國語		算術		地理		歴史		理科		農業		教練及體操		專攻學科	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
三〇〇	八〇	七〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇〇	八〇	七〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇〇	三五	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇〇																七〇
三〇〇																一〇〇
三〇〇																一〇〇

(乙) 女子の部

裁縫家事	國語		修身及公民		高等科	專攻科
	前期	後期	前期	後期		
一四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一四〇	一〇〇
一四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一四〇	一〇〇
一四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一四〇	一〇〇
一四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一四〇	一〇〇

合 計	農	音
	業	樂
	操	操
五〇〇	三〇	二〇
三〇〇	三〇	二〇
三〇〇	三〇	二〇
二〇〇	七〇	

右時數の決定は青年團幹部の意見を尊重し、村情及青年の家庭事情を參酌して決定した。

次に教授の時期、時刻及日時數の決定に就ても各部落の事情、村民生活の全面的事情と青年家庭の事情を綜合して原案を作製し、最後には青年幹部の意見を聴取して然る後に決定した。教授の時期、時刻、及時數

(男子部)

五	四	月	摘 要	教授 期間	日 數	晝 學	朝 學	夜 學	合 計
月	月	中							
五	四	中	上	下	中	五	五	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一八	一八	一四	一四
二八	二八								

(女子部)

計	三	二	一	十	十	十	九	八	七	六
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	上	下	上	中	下	上	中	下	上	中
二〇	三	八	六	三						
八〇	一	三	二	一						
二五					五	七	一	一	一	
五〇					一	一	二	二	二	
八五	九	一〇	九	九	三	九	九	三	三	三
一七〇	一	二〇	一	一	六	一	一	六	六	六
一三〇	一	一	一	一	三	一	一	四	四	四
三〇〇	三	五	四	三	六	二	三	八	八	八

五	四	月	摘 要	教授 時數	日 數	晝 學
月	月	中				
五	四	中	上	下	中	八
八	八					三
三	三					二

計	三	二	一	十	十	十	九	八	七	六
				二	一					
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	中上	下上	中下	中中	中上	下上	下中	下中		
	七	八	一	八	八	二	九	一	二	二
	七	八	〇	八	八	二	九	〇	二	二
	三	三	四	三	三	六	三	四	六	六
	〇	〇	〇	二	二	六	六	〇	六	六

尙特別教育と施設として男女を通じて時事問題、實際問題に關する通信及揭示教育を實行せり。

學級編成は男女性別とし専任教員の數と學年とに考慮し次の如くした

學級編成

計	第三學級	第二學級	第一學級	學級	男
三	前	後	高	科	子
學	期	期	專	別	部
級	生	期	攻	學	部
編	なし	科	等	年	
成	一	一	科	年	
三	二	二	科	年	
	年	年	年	年	
	編	編	編	生	
	成	成	成	徒	
	三	三	三	數	
	九	三	一		
	七	二	四		
計	第六學級	第五學級	第四學級	學級	女
三	前	後	高	科	子
學	期	期	專	別	部
級	生	期	攻	學	部
編	一	一	等	年	
成	二	二	科	年	
三	年	年	科	年	
	編	編	年	生	
	成	成	年	徒	
	三	三	年	數	
	七	一	四		
	二	八	五		

生徒個性環境の調査成績等を精細に行はしめたのであるが、其中より主なる二三を左に掲げよう

要	前	同	後	同	項	學
項	期	期	期	期	年	年
年	一	二	一	二		
	年	年	年	年		
					尋	男
					常	子
					業	部
					小	
					五	
					高	子
					卒	部
					業	
					小	
					一	
					〇	
					四	
					三	
					中	
					等	
					學	
					校	
					三	
					其	
					他	
					卒	
					業	
					小	
					五	
					一	
					四	
					二	
					三	
					中	
					等	
					學	
					校	
					三	
					其	
					他	
					卒	
					業	
					小	
					三	

高等科	二年	三年	四年	專攻科	合計
一	六	四	四	一六	一六
二〇	七	四	一	八	七四
二	一	一	七	一	七
六	三	一	一	五	四一
五	七	一	一	五	二二
二	一	一	一	一	九

(六) 就學出席獎勵施設

從來實業補習學校及青年訓練所の最も苦心努力し來つたのは、如何にして就學出席の率を高めるべきやの問題であつた。就學出席の向上方法は多々あるべしと雖も、結局は學校長以下教師の熱と愛とに基く犠牲的活動に歸着する。かゝる教師の活動ある所、學校の内容は青年及一般の期待に合致し青年は喜んでその教を乞ふに至るであらう。而して尙諸種の事情により、又本人無自覺の爲め就學せざるか、出席不良なのに對しては就學出席の勧誘には出來得る限り教師自身これに當り、その足らざる所を他の諸施設によつて補ふの方針に出づるのが最も良い

成績を收め得る。

先づ入學式に際してよく父兄、母姉、雇傭主に對し青年教育の目的、教養の方針、家庭生活及び村民生活への貢獻、教授季節等を十分に理解せしめ、學校と常に提携して教育の徹底を期するの態度に出でしめ、教師は未就學または出席不良なる青年の家庭を訪問し、慈愛の誠を披瀝して父兄母子、雇傭主等を説き、または當該青年を懇諭、勧誘すべきである。かゝる努力は學校長以下全職員が其の任に當るべきであるが、主として専任教員がその衝に當るのであるから優良なる男女専任教師を設置し、その自由にして熱心なる活動を爲さしむべきである。かゝる職員は活動を根本として就學出席の成績を擧ぐる爲めに施設すべき事項を左に述べることにする。

就學出席獎勵施設

一 部落父兄會

毎年度始めに村長、學校長により開催し懇談協をなす

二 督勵委員

男女青年團幹部の養成所駐在教員助教之に當る。年度始に例會を開きその都度督勵に當る

三 正副修養部長

各部落より選手さる。通知を傳達し日々の出席督勵に當り其の都度狀況を職員に報告す

四 出席表

後期生分は學校手帳、高等科生徒分は訓練手帳中に出席欄を設け毎日出缺の捺印を爲す

五 出席成績發表

毎月部落別成績統計を關係者に配布す

六 表彰

學年末に表彰を行ふ

(七) 教授訓練の要領

青年學校の設立、經費、設備、其の他の陳容に就て説明したので、之より教育の實際

經營に就き行ひたる處を當時の經營記録により左に列擧することとする。

(一) 教養

(一) 教育綱領

- 一、國民精神の陶冶により國家的自覺を旺盛にす
- 一、團體的精神の陶冶により公正協同の自治公民を養成す
- 一、職業的陶冶により職業愛好の精神を助長し經濟的能力と産業的知徳を體得せしむ

- 一、普通學科の修養により國民常識の向上を圖り日進の大勢に順應せしむ
- 一、教練、作業により生活能率の増進を圖る
- 一、個性を尊重し性別を顧慮したる教育を施すことにより特有の天職を自覺せしめ、創造工夫の精神を助長す

(二) 教授の方針

- 一、常に本校教育綱領を背景とすること
- 一、教授は空論を避け常に生徒の實生活に即せしむること

- 一、教授は簡潔にして平易に而して趣味豊富なること
- 一、教育の期節を考慮し郷土の實際に立脚すること
- 一、教材の研究を充分にし其の眞精神を確立し主眼點に主力を注ぎ的確に理解せしむること
- 一、各教科の本領を發揮すると共に連絡を考慮すること
- 一、生徒の個性を尊重し自學的學習態度の確立に努め研究心の啓培を圖ること

(三) 教材選擇排列上の主義方針

1. 教材選擇の方針

- イ、教材は生徒の實生活に適切なるものにして生徒の必要感を満足せしむるもの
 - ロ、普遍的教材と共に郷土の特殊的教材を選擇する
 - ハ、現代味を有し且つ青年的なるもの
2. 教材排列の方針

- イ、男女何れも二學年一學級の複式學級編成なるにより教材は循環的に取扱ひ得らるるよう排列する
- ロ、季節を考慮して排列する
- ハ、各學科目の教材は常に職業科、公民科と聯絡を保ち各學科目の教材がよく統合して産業的公民の養成に役立つやう排列する

(二) 各教科目取扱の要諦

1. 修身公民科

イ、方針

國民として社會公共的生活を完うせしむるため、國民道德の主要並に社會生活に必要な具體的知識を授け、特に立憲自治の思想、經濟觀念、公共心の涵養に留意して之が實踐を指導し以て國家社會の進運に貢獻せしめむことに努む

ロ、施設

細目編製、教科書採用、資料の蒐集、學習用具の完備を圖る外、次の施設をな

す

- (イ) 自治的施設 級長制度、修養會、自治會
- (ロ) 國家的施設 祝祭日、記念日、訓話の儀式、神社奉仕
- (ハ) 國體的施設 共同實習地經營、部落會、體育會、總會、作業日
- (ニ) 敬神崇祖施設 神饌田奉仕、神社朝起參拜、墓地掃除
- (ホ) 奉仕的施設 道路改修、標木街燈設置、消防警備
- (ヘ) 經濟的施設 講習講話會、品評會、貯金會、實習簿の記帳、個人實習地經營

2、農業科

イ、方針

農業に必要な知識技能並に徳性を涵養しその趣味を助長せしむ
農事改良し、先驅者たり本村振興の原動力者たる自覺と信念とを體得せしめ、學科と實際との照合を計り本村産業是の達成に精進せしむ

ロ、施設

細目編製、教科書採用、標本類其他資料の蒐集、學習用具の整備の外左の實習施設をなす

(イ) 學校實習地

目的、教授の實驗場、野外教場たると共に本村産業是の實演場たらしめ、本村適作物の試作地たらしむ

本年七月職員生徒の協力に依り荒蕪地七畝を開墾して學校實習地とする學年別に擔當せしめ學年別に指導す

平常晝間出校日外には學年を更に數班に分ち班別に召集して管理に當らしむ

(ロ) 部落共同實習地

目的、協同一致の國體訓練に資すると共に共同的研究を行ひ兼て基本金造成に資す

本年度の狀況

支部名	性別	面積	生徒數	支部名	性別	面積	生徒數
一支部	女男	九畝	八七	四支部	女男	一〇畝	一一五
三支部	女男	二三畝	五七	五支部	女男	三三畝	七六
二支部	女男	一五〇畝	八一	六支部	女男	二五畝	一六二
三支部	女男	一五〇畝	〇二	合計		八反八畝	七九二七
佐土原	女男	四七畝	六七				

一、本校教諭監督の下に養成所駐在教員之が直接指導に當る

二、管理主任は生徒中より選出されたる修養部長とす

三、實習時間は適宜早朝、月夜、休憩時、休日其の他必要なる時期とす

四、實習地經營に左の帳簿を備ふ

輪作表、設計書、實習地經營案、收支計算書、豫算書、決算書

五、收益金は部落生徒積立金、部落生徒視察費、試食會及實習費、父兄母姉招待費

六年三回審査を行ひ一年分の成績に依り表彰を行ふ

(ハ) 家庭實習地

(1) 後期以上の生徒に各家庭に五畝歩内外の實習地を經營せしむ

(2) 目的 學理を實際化して趣味を養ひ技術を深め計劃力、創造力を練り

自主自發自立自營の實を擧げしめんとす

後期並に高等科一二年には主として作物本位の研究、高等科三、

四年には實習地の經濟的研究を重視す

(3) 方法

△實習地は家庭の了解を得小作制に依り全然生徒の試作地たらしむ

△指導は部落擔當職員及部落駐在教員之に當る

一週一回定日指導日を設くる外臨時巡回指導す

△實習簿を用ひ設計、管理、觀察、收支等一切の記帳をなす

△教師は左の如き巡視指導簿を設く

設計	名字
	目的地
實施	數
	試
記錄	經營者
	氏名
巡視	指導
	記錄

△家庭實習地は第一期第二期二回に互りて審査し表彰を行ふ

(ニ) 依托實習地

目的 特に試作を要するもの或は特殊的のものを依托し研究せしむ

(ホ) 職員實習地

目的 職員試作の用に共し範を示して重農思想を鼓舞せんとす

(ハ) 職業的講習會、品評會

男女青年團と協力協同して竹材利用講習會、漬物講習會、競翠會、副業品々評會、立毛品評會、西瓜、生產品々評會を開催す

3、教練、體操科

イ、方針

身心の鍛鍊を圖り、訓練の生活化を圖りて生活能率の向上に資せんとす

ロ、施設

(イ) 細目、細案、體操教練用具

(ロ) 宿泊行軍、野外發火演習

(ハ) 身體検査

(ニ) 體育會出演

(ホ) 教練査閱

(ヘ) 軍隊點呼見學

4、普通科

イ、方針

國民的常識、公民的修養上重要な部面を占むるを以て特に各教科の本質に鑑み之が徹底を期せんとす

ロ、施設

- (イ)各科細目、教科書採用、教科研究會、教授資料
 - (ロ)學術試問及採點、學科查閱
 - (ハ)珠算競技會、作文競作會
 - (ニ)郷土新聞發行(原稿寄稿、讀破力考査)
- 5.裁縫手藝科

イ、方 針

普通衣類の裁方、縫方、繕方並に手藝を習熟せしめ兼て節約利用の習慣を養成せんとす

ロ、施 設

- (イ)細目、各種の標本、ミシン機其の他用具
- (ロ)講習會、展覽會の開催
- (ハ)ミシン機械の常時開放

6.家事科

イ、方 針

家事科に於て特に理論と實際との一致を圖り家政に關する一般の知能並に徳性を涵養することに努む
郷土の實狀に鑑み特に實習に重きを置く

ロ、施 設

- (イ)細目、作法室二、家事室一、
〔調味品戸棚、配膳戸棚、調理臺、改良電流〕
- (ロ)家事實習

A 實習指導の方針

- (A)學理に基き確實なる技能を會得せしむ
- (B)家事の重要な使命を自覺せしめ家事的作業に興味を以て研究する態度を養ふ
- (C)日常生活に重きを置き生活改善の思想を養ふと共に公民的修養をなさしむ

B 指導の實際

(A)實習教材の撰擇排列

△家庭生活に必須なる事項の選擇

- △郷土の實生活を指導し開發するため郷土化したる教材の選擇
- △代表的にして他の多くの家事的事項の特徴を總括含有するもの、選擇
- △實習教材の排列は前後期、高等科に互りて循環的に取扱ひ特に練習を要すべき教材については部落實習、家庭實習によりてその徹底をはかる
- △季節的實習をなさしむるため毎月一回以上實習教材を配當す

(B)實習指導法

△實習の種類

設備村料内容の性質、生徒數によりて左の如く區別す

教師實習

共同實習

生徒實習
個別實習

自由實習

△準備

實習要項を頒布して實習順序材料費につき研究せしむ

用具、身仕度の準備

△實習

技術練習中は結果本位に陥らず、過程を吟味して正當なる理解をはかると共に物質的經濟觀念の養成に努む

△整理

實習事項については實習成績についてのみの批判にとどまらず、時間的に經濟的に豫定と實際とを比較反省せしむ

△後始末

實習教室及用具類の清潔整頓につき注意する

(C)指導上の留意點

- △實習を中心として常に計画的に機敏に清潔に整頓に留意せしむ
- △實習中に於いては材料費、榮養價等を計算して記帳の習慣を養ふと共に經濟觀念の養成につとむ
- △實習教材は生徒の環境に即したるものを選び、その實生活の指導をなすと

共に、農村に於いて等閑になり勝ちな衛生方面の指導には特に留意してその改善指導に努む

△部落實習、家庭實習によりて應用練習をなさしむると共に實際的應用として、村學校の接客時の炊事請負をなし、獻立の計劃立案、經費、豫算決算等につき指導をなす

C 校外教授

1. 移動教室

イ、本村各支部共、部落公堂を有し學習の設備を有す、故に幾分系統を要せざる作文、習字、珠算、劍道等につき各部落の生徒を召集して一週一回指導をなす

ロ、農繁期に於ても一週一回此處に召集し出張巡回指導と聯絡し或は又揭示教育、通信教育の整理をなす

2. 通信教授

イ、主として六、七、八、十一月の農繁期に一週一回發行し季節的農事の指導を

なすと共に社會時事問題等を捉へて公民的資料となし趣味的記事を掲げて讀破力を啓發し常識の向上を圖る

ロ、農繁期中のものなるが故に力めて平易に且つ讀書心を誘發すべく苦心するを要す

3. 揭示教育

村内二十一ヶ所に揭示臺を有し毎週二回記事を更へて揭示し青年は勿論村民一般に對し公民的職業的啓發を圖る

4. 出張指導

毎週一回定日を設けて各部落に出張し共同實習地、家庭實習地の指導をなす外、家庭改善、竹林改善等の實際指導にも従事するものとす、又家事裁縫について出張指導をなす

(三) 訓練

(一) 訓練綱領

1. 國體觀念を明徴にし熱烈旺盛なる國民精神の涵養を圖る

- 2、共存共榮に基く團體的精神の確立に努め立憲自治の精神を強調す
- 3、社會意識を徹底せしめ民性缺陷たる公衆道德を強調す
- 4、親土的精神を涵養し職業觀の確立に基く職業的經濟的道德の養成に努む
- 5、愉安を退け發展創造の氣風を醉成す
- 6、強健なる體力と質實剛健なる氣風を養ひ、堅忍不拔の精神を以て事に當らしむ

(二) 訓練施設

1、公民的訓練

祝祭日、記念日訓話、國民的儀式參列、國旗掲揚督勵、神社墓地美化作業日、軍隊慰問、入退營兵歡送迎、自治會、修養部、

實習地に於ける公民訓練

2、村民に對する訓練

時間勵行、諸規約嚴安、夜警、消防、道路修理、標識案内圖、表彰會合に於ける訓練、副業創作品々評會

3、職業的經濟的訓練

實習地經營(家庭及共同、依托)實習簿、豫算生活、品評會(立毛、生産、西瓜)講習會(副業漬物等)競犂會、繩なひ會、視察見學

4、身體的訓練

身體檢查、早起作業、兎狩、乘馬會、劍道、體育、教練

(四) 養護

(一) 方針

- 1、衛生に留意し、身體の均齊的發育を促し合理的に鍛鍊す
- 2、自育的精神を強調し生々潑潑たる氣分を有せしむ

(二) 施設

- 1、身體檢查(小學校に準ず)
- 2、體操教練並に劍道
- 3、體育會
- 4、衛生講話

5. 臺所改善獎勵

(五) 管理

(二) 方針

1. 學校法規に通曉して之を遵守すること
2. 簡潔明瞭にして系統あらしむ
3. 事務分掌を明かにし全責任を以て之に當る

(三) 實際

1. 教育分擔

學校長——學級主任——教科研主任

2. 事務分擔

總務

校務の整理統一、學校沿革史、經費、豫算、支出、

適齡簿、公文收發、職員勤務調、他教化團體との連絡統一

教務

教授細目、教授上諸帳簿、教科教授配當、時間割、其他行事計畫、教材資料蒐集、出席督勵統一、獎勵抑制、自治會指導、入退營に關する件、其の他教授訓練に關する件

庶務

諸願書證明書の處理、諸記錄諸帳簿處理、學校日誌、生徒出席調查統計、備品の整理保管、衛生に關する件、會計事務、職員生徒弔慰、互助會に關する件

農藝

實習地に關する計畫實施指導、管理、農具保管、種苗購入、農藝標本の作製管理、各種農事品評會、講習會の計畫、生産、販賣、市價等の調査

(六) 校外連絡

(一) 連絡方針

本村振興計畫は本村全野に互れる教育の徹底にあるを以て學校は常に家庭部落、各種團體と有機的連絡提携を圖り以て其の實績の發揮に努む

(二) 連絡の實際

- 1、家庭との連絡
父兄會、家庭訪問、出張指導、通信、郷土新聞
- 2、小學校との連絡
校具教具の使用、神饌田共同經營、共同宿直、郷土共同發行、月行事の打合せ
- 3、村當局との連絡
村長は村教育會長並に青年團總裁を兼ね、助役は副會長、副團長として直接本校行事に關係を持つと共に、その他、村當局とは其の施設經營一般について良く良解を遂げ疎隔する所なし
- 4、青年團處女會との連絡
滿二十歳迄の本校生徒は何れも其の修養部に入りて青年團處女會としての訓練を受け、殆ど異名同體の立場にあり、又其の支部長は其の風紀、其の他を監督すると共に、出席督勵委員となり、本校の助成に當る所尠からず。本校社會教育の對象又主として之に置く
- 5、在郷軍人分會との連絡

分會長は本校教練の顧問に任じ、教練助教としては其の會員を任命す
6、其の他との連絡

連絡村教育會は本校教育助成機關として特殊の連絡をなすは勿論、其の他産業團體たる村農會、小組合とは職業指導に於て互に連絡助長を圖り、母の會、託兒所等との連絡又不可分の關係にあり

尙社會教育及家庭教育に就ては既に前に述べたるを以つてこゝには省くこととする。

第七 村の社會教育

(一) 學校の社會教育上に於ける地位と部落駐在教員

本村社會教育の中樞となり中核となり凡ゆる方面に其の動力を供給する所のものは我が校のそれである。本村社會教育の主たる對象であり、然して其の活動に依つて更に一般社會を善導し感化せしめんとする男女青年團の如きも、實に公民學校に依り統督せられ指導せられつゝある。即ち公民學校長たり養成所主事は男女青年團の團長として全團を指導統理し、公民學校教頭並に女子專任教師は

夫々の副團長として之を輔け、各々の理事には同其の教諭が當つて萬般の庶務を司りつゝあるが爲に、全く其の主腦部は公民學校に依つて固められて居るのである。尙部落の内部に於ける指導は善く青年、村民の心理を了解し、其の生活の實相に觸れて青年の境遇、村民の境遇に振返つて事を共にする指導者たる爲に、吾人は教師の部落駐在を要望するものであるが、本村に於ては幸ひにも公民學校が縣立農業補習學校教員養成所の附屬たる關係より其の生徒(嘗つて數年間教職に經驗あるものは)所謂部落教員と稱し前章に示すが如く各部落に八名内外分駐宿泊し、農家の食を食とし、農家の喜憂を喜憂として全く農家の生活を體驗しつゝ、此の間、公民學校並に本團主腦部の指導精神、指導方針を體して之を佐け前章に現はれたる各團體、各村民に直接接觸して善導善化に努むるものなるが故にあだかも主幹枝葉一村内に繁茂せるが如き觀を呈し主腦部より流るゝ指導精神は大動脈管を傳つて漸次末梢部分に達し根底より改造改善の實を擧げしめんとしつゝあるのである。斯くて公民學校並に養成所生徒は本村社會教育の參謀本部とも稱すべき地位にある。

但し本團の指導は一人が起つて高所から三百五十の青年、百五十の處女に號令するが如き主義を執るものに非ずして、團の主義、精神を體する擔任教師若くは部落駐在教員が團員の生活の中に在つて、一人／＼に呼び掛呼び覺まし根底より全團員、全村民をゆり動かさんとするの態度である。

斯くて養成所部落教員は公民學校教諭の指導を受けつゝ、各々社會教育上の任務を分擔し主任を定めて責任ある指導に當りつゝあるのであるが、此の關係を示せば次の如くである。

中央 團長(公民學校長) 副團長——(公民學校教諭)——(理事(公民學校教諭))

(二) 男女青年團の社會教育上に於ける地位と其の幹部

本村青年團は團則の示すが如く二十歳迄の修養部と二十五歳迄の青年部と四十歳迄の壯年部とに依り成り、殆ど村内活動力を有する中心勢力を網羅するが故に、村内の事業一として青年團に交渉を執らずしてなさるゝものはない。質に於て量に於て此の團體を除外して考慮するを許されないのである。故に幼は托兒所の經營も青年團に依つてなされ、共同實習地も青年團に依つて經營せられ、各種

修養會、各種品評會、夜警、消防、其の他の各種奉仕事業、社會事業一として青年團の關係せざるはないのである。

然して父兄會を開催するに於ても戸主會の開催せらるゝ場合に於ても、青年幹部の應援、斡旋に依つて始めて充分なる目的が達成せらるゝのである。殊に公民學校、青年訓練所の如き全く一身同體の如き關係を持ちつゝあるが故に、今日の如き狀勢を招致したものであつて假りに然らずとしたならば到底完全なる發育は思ひ設けられぬ事である。故に吾人は本村に於て男女青年團を社會教育の第一對象として考慮しつつある。

即ち本村に於ける男女青年團を善導する事は單に青年團を善導すると云ふのみに留まらず一般社會教育を直接に間接に動かすものたるが故である。

然も其の幹部は養成所生徒の部落駐在教員と共に本村社會教育上に於ける二大特質をなすものであつて、二十歳以下の修養部には二十歳以下の團員中より選ばるゝ、修養部部長あり、二十五歳以下の青年團には同様に青年部長あり、四十歳以下の壯年部には又壯年部長があつてそれらの部分を統制しつつある。

殊に壯年部長は所謂全團の分團長をも兼ね其の分團全般を統理するものであるが、人物識見共に他に秀ひで全部を統御するに充分の手腕ある者を選ぶが故に、各分團共完全に其の命令が透徹し實行せらるゝのである。

青年團の社會教育上に於ける地位前述の如く其の幹部又斯くの如くなるが故に本村社會教育上に特に閑却を許さぬ重大要素である事を論ずる所以である。

(三) 村落公堂

本村青年團は六分團二支部に七ヶ所の公堂を有して居る。廣さは大體村落各戸數名宛集合するに充分である、其處は團員全部の社交的場所であり、修養の道場であり慰安休息の樂園である、彼等は此處に於て眞の精神的連繫を培はれ、此處を中心として自身の修養訓練を圖ると共に該区内教化の中心發祥地とも稱さるべき場所である。此處は四歳から七歳迄の托兒所の子供達の嬉戲する所であり、修養部男女の修養する場所であり、壯年部の風紀を正し事業を圖り或は相親睦する場所とも、母の會、戸主會の會場ともなる所である。其處には演武の具が備へられ圖書の設備が着々として考究せられ消防の道具が用意されてある。或る所には

宴席の器具一式を備へて生活節約の一端に資せんとし、或る所にはミシン臺を備へて一般區民の使用に供し、或る所には理髮器械を備へてお互ひの散髮をなし、又結婚用具を購入設備しては生活改善の活事實を如實に示して居る所もあるのである。ただ新築當時の事として内容外形共に不満不足の點が幾多あるのであるが、是れは近く有志の寄附に仰ぎ團員の奮闘に依つて漸次充實の計劃が樹てられつゝあるのである。

本青年團に於ては本年度主要努力點として公堂の内容充實を擧げて之を奨勵しつゝあるのであるが、やがて是れが實現を見、區民全體教化の大中心となり、大根源となつて公堂たるの眞面目を遺憾なく發揮し得るものなる事實を疑はぬものである。

各公堂の建築に要したる費用は青年團支部の基本金に有志の寄附若干を加へたもので左の如くである。(經費比較的少額なるは其の材料一切に小學校舊校舍を分配したるに依る以下各區とも同斷)

第一分團

八五〇圓

三郎支部

七一〇圓

第三分團

九〇四圓四五錢

佐土原支部

九〇〇圓

第四分團

一七〇〇圓

第五分團

三二〇圓

第六分團

一三七〇圓

備考 團員の奉仕に依るものは一切計算せず

概して經費の少額なるは材料の一部分を舊校舍の材料にてなしたるに依る

第八 青年團の活動

(一) 事業

1. 修養に關する事項

イ、本團修養部は全部農業公民學校及青年訓練所に於て修養するの義務を負ふものとする

ロ、壯丁教育、講演會、講習會、圖書館の利用
ハ、見學旅行等

2、奉仕事項

イ、警備消防
ロ、道路手入
ハ、公衆衛生事項
ニ、神社墓地掃除等

3、勸業に關する事項

イ、堆肥舎、農具等の設備
ロ、栽培法の研究、品評會
ハ、養蠶、養鶏、養畜等の普及獎勵
ニ、販賣法及共同購入等の研究
ホ、宅地利用等

4、風俗及生活の改善に關する事項

イ、式日參列、神社寺院參拜

ロ、敬老、弔慰及表彰

ハ、喫煙、飲酒に留意し風紀の改善に努むること

ニ、時間厲行、貯金屬行、

ホ、團員にして素行修らず本團の名譽を傷くる如き行爲ありたるものに對しては分團長、支部長又は團長に於て訓誡を與へ尙悔悛の狀見へざる時は本團より除名することあるべし

5、公民學校就學出席に關する規程

1、本村青年團修養部員は公民學校に就學するの義務を有す
2、分團長は公民學校生徒出席督勵委員として就學出席の督勵に當る
3、公民學校生徒にして連續缺席數日に及びたる時は、出席督促狀を交附す、督促狀三回に互る時は分團幹部會を開きて嚴重なる訓誡を施し尙反省せざる時は除名することあるべし

6、其の他必要なる事項

(二) 本村青年の特質

- 一、本村は市部に接續するが故に市接續地に見るが如き傾向を憂へられるのであるが、本村に於ては其の傾向極めて一少部分に過ぎず概して質實勤勞を尊ぶ然し將來決して樂觀は出来ない。
- 二、耕地廣くして生活は之れに委ねて充分なるが故に、農を去るの必要なく従つて高等の學問を受けて發奮せんとする者もなく、中等程度の學校へ入學する者も極めて僅少である。
- 斯くて農業補習教育の本村に必要な所以は茲に生じた。
- 三、一般に温健で又共同一致の精神が厚い。
- 四、名譽心極めて強く個人の名譽は更なり、分團の名譽を重んずる心も深い。
- 五、團體意識強く分團の統制良く行はれ、分團を中心としたる各般の施設が順調に行はれる。

(三) 綱領

青年團綱領六ヶ條

- 第一 團體の尊嚴を自覺し、忠孝の大義を辨へ、聖旨を奉戴して國民の本分を完うする事に努む。
- 第二 神を敬ひ祖先を尊び、一家の和合を圖り、身を立て家を興すことに努む。
- 第三 品性の向上を圖り、質實剛健の氣風を作興し、身心の鍛鍊に努むる。
- 第四 協同自治の思想を涵養し、公德を守り、善良なる公民として日新の修養を怠らず。
- 第五 確固たる職業觀念を持ち、職業に必要な知識技能を習得し、日進の文化に伴ひ以て實業の改進を圖る。
- 第六 常に地方風紀振肅の維持者たるを自任し、醇厚なる郷風を作るに心掛く。

(四) 訓練施設

補習教育の充實	代用附屬公民學校の充實に積極的の援助
講話會	農事、民力涵養
講習會	幹部講習農産製造
壯丁教育	壯丁の公堂に於ける臨時教育

知的教養

簡易圖書館	縣立圖書館との連絡 本校の巡回文庫部、落公堂圖書室
郷土調査	公民學校との連絡調査、毎年一回
印刷物發行	月刊新聞發行
揭示板活用	村内無代配布、出郷者への送付
就學出席督勵	青年團建設村内二十二ヶ所の活用
託兒所	義務就學出席
敬神	青年團の經營二ヶ所
神饌田奉仕	阿蘇神社團體參拜、神社掃除
儀式の參列	學校の神饌田に參加
國旗掲揚	四大節、國家祝祭日其他
修養會	祝祭日掲揚獎勵
朝起會	每月各分團一回(講話、演武、速算會)發表會
	早朝起床、神社掃除、又は作業訓示

徳性涵養

義士會	浪花節招聘講話、試膽會
部落會	毎月各分團一回講話、意見發表、餘興
無縁追悼會	毎年一回追悼
軍隊宿泊	毎年一回青年訓練所の實施に參加
入退營者送迎	歡送迎會、本村公堂送迎は分團毎に
在營者慰問	年一回慰問袋贈呈
招魂祭	在郷軍人會主催參列
産業是	産業是の制定配布
家庭實習地	設置九四ヶ所、五町七反六畝(但し修養部)
共同實習地	修養部經營、個所八、六反歩
先進地視察	毎年一回
共同繩綯會	毎夜交替巡回
農具肥料の共同購入	各分團
立毛品評會	年二回

職業指導

競	副業獎勵	講習會	農事講話	宅地利用	體育會	演武會	乘馬會	參詣登山	角力
年一回	副業品々評會	竹材利用講習會	年數回	各戸に指導	年一回、並に郡、縣聯合體育會參加	公堂にて平常練習、修養會部落會に開催	年一回遠乗會をなす	年一回阿蘇神社參詣旁々登山をなす	村祭の時、青年主催の角力をなす

體位向上

- 第九 女子青年團の活動
- 一、補習教育の徹底に努むること
 - 一、講演會、講習會
 - 一、通信教授、見學旅行

- 一、展覽會、品評會
- 一、適當なる娛樂運動等
- 一、儀式參列、謝恩會、敬老會
- 一、慶弔及功勞者善行者表彰並に記念品贈呈
- 一、臺所改善、宅地利用、規約貯金

(一) 會員狀況

修養部會員	婦人部	計
七三	六五	一三八

年齢範圍

(イ) 修養部 修養部會員の年齢は會則に規定せられたる如く、本村居住の者にして義務教育終了後、滿十八歳までの未婚の者を以つて組織す、但し現在高等小學校及高等女學校等に入學修學しつゝある者は之を除く、従つて修養部會員は全部公民學校生徒である。

(ロ) 婦人部 滿十八歳より未婚までとす、婦人部會員は希望者のみ公民學校に出

3、職業別

席せしめる。

職業	職業別	
	人	數
農	一	二六
業	七	
商		
業		
共		
他	五	
計		一三八

4、年齢別

年齢	年齢別	
	人	數
一三	二	
一四	四	
一五	七	
一六	二七	
一七	一四	
一八	一七	
一九	一二	
二〇	一三	
二一	一五	
二二	一四	
二三	八	
二四以上		五

(二) 本村女子青年の特質

一、本村は耕作反別大にして、而も畑地多く蔬菜の栽培が多い關係から、一年中寸暇もない状態で高等小學の入學歩合等も年々漸次向上しつゝあるとは云へ、女子の部は割合に低い方である。こゝに於いて自然補習教育の必要があり、處女としての修養が大切である。

二、都市に隣接してゐて稍もすれば奢侈に流れ、勤勞をいとふ風の生じやすい様に

思はれる、本村に於いて處女は一般に勤勞愛好の精神強く醇朴なるは美點である。

三、本村處女は蔬菜販賣等によつて小使が割合に潤澤であるけれ共、又消費の機会も多いため經濟に對する知識を養成し、貯蓄心を培養する必要がある。

四、全村を六部落にわかち、各々支部會を組織するも各支部共支部の活動旺盛にして團結力に富む。

五、本村は特に縣立農業補習學校教員養成所の附屬公民學校がある關係上、養成所生徒は支部に駐在して、社會教育の實習のため男女青年團の指導及びその發展に努力し居るは殊に本村處女の幸福とする所である。

(三) 指導の實際

一、處女指導について

處女指導の目標とするところは處女としての生活の充實と醇化であつて、處女の一人々々を強くやさしく眞面目に働ける女として、特に處女として恥ぢざるまでの指導でなければならぬから、そのためには個人々々の個性を調査し、その

育まれたる家庭の狀況、生活程度などの環境をしてこれらのことを充分理解した上でなければ決して眞の指導は出來ない。多數の中には調査して見ると意外にいろいろかはつた境遇にある者も多いもので、その中には又眞に同情すべき立場にあるものも少なくないものである。個人をよく知つた上で行つてこそ眞にその人のためになる指導は出來るものであると信ずる。

殊に又貞操觀念の養成とか情操方面の陶冶とかいふ方面になると、お互に親しい間柄となつて何も彼も打明け得る様になつてこそはじめてしつくりした指導も出來るものであつて、教室に於ける指導者と學習者、學校に於ける教師と生徒といふ單なる關係では、決して徹底したる眞の指導は出來るものではない。處女會の指導は會としての修養でなく處女自身の修養であつて、美しい純な處女達の集まりであつてこそ、そこに立派な處女會をきづき上げることが出來るのである特に本村に於いては處女生活の醇化といふ方面に最も心すべきだと思ふ。

都會に隣接し都會の華やかさをながめ都會の美しさのみを目にとめやすい時

代において、その惡風に染まないうやうに心掛くべく教育し指導して行くことは至難な問題であるが、又指導上に於ける最も重大な任務である。同時に又本村として最も特徴とするは人情美に厚く、眞朴で勤勞を尊重するといふ良風を取り逃がさない様に注意しなければならぬ。

第十 本校及男女青年團と他團體との關係

(一) 公民學校(青年訓練所)統一

本村に於ける男女青年團と公民學校との關係は殆ど異體同身の實狀に在る。故に一方にして弛まぬか必ず他の弛みを生じ他方に於て好成績ならんか、必ず他の一方も好成績に嚮くのである。殊に其の指導の任に當れる團長始め本部役員は公民學校學校長以下各教諭の兼務する所なれば、兩者の指導は殆んど同一に論じても不可とせないのである。

即ち公民學校長(主事)男女青年會長

公民學校教頭(指導員)男子青年團副團長、處女會理事

公民學校教諭(指導員)男女青年團理事

公民學校女子專任處女會副會長

(二) 村農會、小組合

農會、小組合の役員中、青年團役員の加はるもの多く、又本部に於ても常に職業指導に就いては農會との連絡を緊密にしつつあり、従つて何れの主催たるを問はず、講習講演會を開催するが如き、共同販賣、共同購入をなすが如き場合には、互に援助し合ひ、又依托栽培の如きを擔當せるものも尠くない。

(三) 村當局

村當局者たる村長は總顧問の如き立場に在り、助役は青年團の副團長として直接連絡に努め、他に吏員二名の團員もあり、極めて密接なる關係に在る。

(四) 信用組合

支部の男女青年間に殆ど毎月一回行はるゝ貯金會に於ける貯金は、概ね信用組合の預金としつつあり、各兩者の幹部は互に意志を通じて貯金の獎勵に努めつゝある。

(五) 宗教團體

本村には二ヶ所寺院があるのであるが、幹部講習會の會場として提供を受け或は總會等の場合其の講演を仰ぎ、團會よりは境内の美化作業等をなす。

(六) 母の會との連絡

母の會は特に處女會の出席、其の他の事業に就き援助をなし、過ぐる年の潮害地方の罹災者に對する慰問及び山東出兵に對する慰問品の斡旋の如き皆聯合して盡力したものである。

(七) 父兄會、戶主會其の他との連絡

斯かる會合が父兄側或は學校側より開催せらるゝ場合は、直ちに講堂を清掃して提供し、湯茶の世話は勿論のこと、其の會合の斡旋、決議事項の連絡に達成に努力し、父兄、戶主に於ても團會の存在に常に敬意を拂つて有利なる協議をなしつつある。

(八) 駐在警察官との連絡

青年處女の風紀等に關し時々協議し、連絡を保つて善導しつつある。

(九) 獎學組合

獎學組合は各區より選出されたる委員に依り、公民學校、小學校の萬般の問題に就き直接參與して、其の進展を圖るものであるが、委員中には青年團の幹部も加はり相互の誘接、協調に努めつつある。

第十一 村託兒所の經營

(一) 沿革

農村託兒所は社會事業の一種ではあるが然し地主、官公吏、會社員の幼兒も入所する故に之を農村幼稚園の氣持にて經營することが肝要である。左に著者經營に當りし農村託兒所の概要を當時の經營要覽により説述せん。

本村は昭和二年十月佐土原に託兒所を開設した、其の成績佳良なることを認め昭和三年五月第四區にも託兒所を開設するに至つた。創設當時は處女會幹部の家を貸り保育して來たが昭和三年公會堂を建設しこゝに養育するに至つた。寺院、有志村當局、青年團、專任教員の涙ぐまじき犠牲的努力に依り建設し經營せられたのである。

(二) 目的

本所は村の當該區居住者の幼兒を收容し之を保護教養するを以て目的とす。

(三) 關係職員

本所は保護員を母の會、幹部及處女會幹部とし公民學校專任教員及部落教員は之が指導をなすものとす。

(四) 規程

第一條 入所幼兒の年齢は滿三歳以上學齡未滿の者とす

第二條 本所々生の依托は午前八時より午後六時までとす

第三條 本所は本所經費の範圍内に於いて間食を給す

第四條 本所所生は中食を持參するものとす

第五條 本所所生にして傳染性又は他の嫌疑すべき疾病ありと認めたる時は登所を停止することあり

第六條 本規定施行上必要なる細則は別に之を定む。

(五) 家庭との申合せ事項

一、年齢は規程あれ共發育不充分の者や、平素子守を附しあるものは子守をつけ

ること。

二、服装はなるべく運動自在にして土いぢり水いぢりのため汚しても差支なきものとす。

三、玩具は危険なく丈夫なるものを持たしめる。

四、中食は食器に入れるか、握飯にして小區分にして回数を多くされ得るやうにする。

五、熱があつたり腹具合の悪かつたりする場合は休養せしむること。

六、小學校兒童で家庭の仕事を手傳はざるものは必ず歸宅後所生の世話をなす様注意し置くこと。

七、所有物には總べて名前を附して間違ひの起らぬ様にする。

(六) 入所及退所

本所に入所又は退所せんとするものは保護者より其旨保護員に願出づべし、保護員とは専任教員、部落教員、母の會幹部、處女會の幹部とす。

(七) 開所時期

第一學期	自五月廿二日	至五月卅一日
第二學期	自七月一日	至七月廿日
第三學期	自十一月一日	至十一月卅日
時刻	自午前八時	至午後六時

但し場合により時日を變更することあるべし。

(八) 經費

一、玩具費	三二・四〇圓	二、衛生費	三〇〇圓
三、間食代	二一・六〇圓	四、保護員謝禮	三〇〇圓
計	八七・〇〇圓		

備考 一、間食代は父兄の負擔とす

二、其の他は區の負擔とす

(九) 設備の實際

- 一、設備……俱樂部、運動場、砂場、スベリ臺
- 二、設備品……オルガン、積木、掛圖、黑板、繪本、ボール、手洗器具、玩具、救急藥品類、其他

考 備	育教會社	養 教
本案は昭和四年度を以て第一期完成同七年度を以て第二期完成の目標とす 本案は昭和二年度迄を基礎時代とし以降を内容充實時代とす 昭和七年度以降は理想農村建設に貢献することを目標とし新計劃に入る	社會教育機關の 基礎確立 修養會・部落會、 相互視察會等の 開催を始む	基礎時代、 養成所代用附屬 校としての諸改 善 共同實習地經營
	託兒所開設 貯金會の創設 生活改善獎勵	教授細目完成 教科書の整備 家庭實習地、 經營の實際化 教授の實際化
	部落公堂の内容 充實と活用	村狀調査 の徹底
	聯合相互修養會 の開設 村内中堅青年處 女の養成	學習態度の訓練 學科研究 武道獎勵
	社會教育機關の 統制 託兒所増設	學習訓練の徹底 學科研究の完成 學校實習地の經營 自治的訓練
	社會教育機關の 自治的運營	自學態度の確立 職業教育の徹底 學校教育の家庭 化、社會化

第三節 高等國民學校經營の體驗

青年教育愈々進展し縣民よく之に共鳴するや、著者は昭和三年より本務の傍ら高等國民學校なるものを經營した。

此の高等國民學校なるものは農村の中堅人物養成を目的とするもので今農林省が地方に向つて獎勵してゐる農民道場に比すべきものであつた。

凡そ農村を振興するには、郷土を背負つて立つべき中堅青年を養成することが急務である。而して、その養成の方法は縣下町村長の推薦にかゝる優秀なる青年の中より少人數を選抜し、之を寄宿舎に收容して農家と同様なる生活を爲さしめ其の間に於て心身を鍛鍊し、農業の經營、學科の修練を積ましめたのである。

當時斯様な學校は全國に寥々たる有様であつたのであるが、今日全國各府縣に農民道場として多數經營されるに至つた事は洵に慶賀すべきことである。左に同校經營の概要を當時の經營案に基き記述する。

高等國民學校經營概要

經營

(一) 本校の性質

イ、經營方針

本校は將來農家の戸主として立ち農村の中核たるべき志操堅固なるものを入學せしめ全部之を寄宿舎に收容し、職員は日常生徒と起居寢食を共にし家族として立ち、眞劍なる家庭生活と農業經營とを體驗して精神を鍛鍊し一方公民と

しての教養を與ふると共に勞力の分配、能率の増進、技術の練磨に努め、以て農村農業の經營に對する根本の力を養成せんことを期す。

ロ、卒業生の活動

卒業生は生涯を家運の興隆と郷土の開発とに獻ぐ、即ち入りては勤敏、以て農業經營法の改善に努め、農家の模範となり、出で、は町村の自治、産業組合、農事小組、合、農會、其の他各種組合團體の中堅となり、農村の中核、産業下士として、農村經營上の要所に活動せしめ、以て農村の振興と産業立國の實現に貢獻せしめんことを期す。

ハ、他の農業教育機關との比較(高等國民學校の教育機關としての地位)

1、低度の農業學校との比較(舊制乙種農學校との比較)

低度の農業學校は尋常小學校卒業程度を以て入學資格となし、四ヶ年以内の農業教育を施すを以て標準とするが故に、補習學校後期卒業生同様卒業生は直に補習學校高等科に編入し、一般青年と同様の課程を修めつゝある状態なり、本縣に於ける此の種學校の卒業生の活動は成績優秀にして全國

稀に見る處なり、彼等は卒業後三ヶ年を自家經營に従事し、傍補習學校の高等科に學ぶを常例とするが故に、一、二ヶ年間家業を見習はしめたる後、高等國民學校に入學せしむることは最も適切なる教育方法なりと信す。

2、甲種農學校との比較

甲種農業教育は本縣に於て優秀なる成績を示せり、然るに其の目的とする處は中農子弟の教育を主眼とし、普通學科にも重きを置く、而して其の卒業生の一部分は上級學校に入學する者、官公吏、教員等に就職して、現今社會の必須なる職務に従事し、地方の振興に貢獻するもの約一千六百名にして、全數の約五十五%強に達す。然るに農業經營に勵み、郷土の開発に獻身犠牲の努力をなす者は總數約一千四百餘名にして、全數の四十五%に過ぎず、隨て産業下士として活動すべき人物は甚だしく僅少にして、之を補ふの途を講ずることは農村振興上一大緊急要事たらずんばあらず。

高等國民學校は此の時代の要求に應じ、堅實なる農民を養成して、農業教育上の缺陷を補ふ喫緊なる農業教育機關なりと信す。

本統計に依れば卒業生總數に對する自家經營者數の比率は大正十四年度以前に於て四四、二四%又大正十四年度に於て五三、二六%を示せり。

3、實業補習學校との關係

本縣實業補習學校は一般中等學校に進まざる青年の教育機關として其の眞價を認められ之が内容充實については町村の大いに努力しつゝある處なりしが、近時地方民間に於て通年制實業補習學校を設立し中堅農民を養成するの急務なるを唱導し早くも其の實現運動に着手せんとする者あるに至れり。

年々開催せらるる縣下補習教育大會に於ては滿場一致を以て高等國民學校の建設の急務なることを決議し之が設立獎勵に努められんことを本縣知事に建議せり。

之等の事實は正に高等國民學校建設の機運に際會せることを證するものなりと信ず。

要するに高等國民學校は甲乙種農業學校と對立して独自の使命を有する教

育機關にして、農村の振興、産業立國の實現上速かに設立せらるべきものなり、而して本縣補習教育は既往に於て順當なる發達をなし一般民衆は之を理解して更に青年の爲めに高等なる補習教育機關を要求するの機運に際會せるを以て、此の際縣に於て之を設立して有爲なる青年を養成することに努め一方補習學校教員養成所の教育に資し他方學校經營の範を示すことは最も緊切なる要務なりと信ず。

(二) 組織

イ、修業年限

一ヶ年、修業後五ヶ年間は専攻科生として年一回一ヶ月招集訓練

ロ、學級編成の方法

第一學級 第一學年 昭和三年七月三十日入學

本年七月三十日 本科修業

第二學級 第一學年 昭和四年四月六日入學

ハ、學級別生徒數及定員

	級學	學年	第一學年
第一學級	計		九
第二學級	計		八
合計			一七

ニ、學歷別入學志願者及入學者

學歷別	高等小學卒	實業補習學校卒	實業補習學校修業中	甲種實業學校卒	中學三年修了	計
第一學級	〇	二	六	〇	一	九
第二學級	〇	二	四	二	〇	八

ホ、前年度轉退學者不進級者

なし

ヘ、生徒前年度缺席狀況

缺席者なし

(三) 本校の設備狀況

本校は昭和三年度に於て荒廢に歸せんとする家屋を修理し周圍の竹林を開墾して現在の寄宿舎を得たり、本年度に於て養雞舎一棟を建築せるが更に今年度にかけて收納舎、厩舎を建築せんとす、經費は農場經營の純益金を以て充當せり。實習地は特別會計の小作經營に依て畑六千九百五十坪、水田六百坪、果樹園三百六十坪、溫床地及苗圃百六十五坪、宅地利用栽培百五十坪、竹林三百六十坪、合計七千八百三十坪設定せり

生徒の自學研究の爲めに圖書室を設け農業公民兩科の書籍の充實を圖りつゝあり

(四) 生徒訓育の狀況

甲、農民的精神の涵養

優秀なる農民の養成を標榜し以て農民的精神の涵養に努む。

イ、農業勞働を尊重し農業生活の藝術化にまで到達するの基礎的教養に努む

ロ、居常和樂なる家庭的寄宿舎生活を體驗せしめ農家經營の根本資質を與ふる

こと

ハ、本村振興事業に參劃せしめ以て農村改良に對する熱情を養成すること
ニ、清潔を尊び且秩序を重ずるの念慮を養成すること

乙、教師と生徒及び父兄間の親和

イ、生徒訓育の事は教師の實踐躬行に基く感化に於て效果最も大なりと信ず故に教師は日常生活、學習作業等に當りては躬を以て其の範を示す
ロ、教師は毎年二回研究科生徒の自宅を訪問し父兄と懇談を交へ生徒に實際訓育をなす

ハ、教師住宅及び本校寄宿舎を父兄及び卒業生の無料宿泊所として開放し父兄との親和を圖り卒業生の身上相談に應じ且つ生徒訓育の資とす

ニ、研究科生の家庭實習に要する各種種苗は總て無料配布をなし學校と家庭との關係を密接ならしむ

丙、讀物の選擇

思想の善導に努め常識の涵養と進取の氣象を養成する爲めに左記の書籍雜誌類を選擇す

- 1 公民教育に關するもの
- 2 農業に關するもの
- 3 一般普通學科に關するもの
- 4 雜誌・農業世界 農業教育 農友 園藝の友 キング
- 5 新聞・九州日々新聞 九州新聞
- 6 通俗的修養書
(修養全集 立志傳 郷土偉人傳 高橋氏著)

丁、出身母校及村當局との提携

常に密接なる聯絡を保ち特に専攻科生は家庭に於て自學修養且職業に従事せしむるが故に夫々精密なる調査をなさしめ適切なる指導をなし又主任教師は二回乃至四回巡廻して出身學校長並に村當局と聯絡の下に適切なる指導獎勵をなし生徒の宅に宿泊して師弟の舊情を温む

戊、禮儀作法

師弟、長幼の序、來客接待、農産物販賣其他日常生活に於て守るべき禮作法は

修身公民科に於て授くるは勿論、農場の閑時、感話、懇談の際等に於ても教授し之を日常生活に實現せしむ

己、禁酒禁煙

飲酒喫煙は絶對に之を禁止す、尤も本校には優秀なる青年を町村長、補習學校長の證明の下に入學せしむるが故に既に禁酒禁煙を厲行せるもののみなり

(五) 學業

教授

本校は夏季並に冬季休業をなさず更に日曜と雖も農事に従事せしむ。又毎日の授業の如きも學科實習を通じて十四時間を以て常例とし時には二十時間到達することあり、然るにもかゝはらず體育衛生の點は極めて優良なる成績を示すことは學校醫に於ても確認する所なり

但し三大節、産土神社祭禮及學校所在地の部落の休日に休ましむ、之れ該部落の一戸の農民として立たしむる所以なり

昨年度に於ける授業日數、時數左の如し(昨年度は七月廿日開校)

日時別	期別	第一	第二	計
教授日數		一六四	一六三	三二七
教授時數		一七八	八九七	一〇七五

(六) 實驗

實驗の種類左の如し

植物、動物、蠶體解剖

化學及農學實驗

動植物標本作製(本年は植物の採集よりなさしむ)

(七) 實習狀況

甲、實習の目的

- イ、學科教授の事項を一層明確ならしむること
- ロ、組織的計畫的の能力を養ふこと
- ハ、農事改良の趣味を養ふこと
- ニ、觀察力及自然愛好の念を養ふこと

ホ、農事の技術に習熟せしめ労働尊重の念を養ふこと

乙、實習の方法

イ、農業實習の方法

種別摘要

農業化學	土壤肥料	植物生理の一部
農業博物	病菌雜草	植物生理解剖
		昆蟲
害蟲驅除	農産物の利用	藁細工
普通作物	各種害蟲の防除	殺蟲劑の製造使用法
蔬 菜	米穀豆菽の栽培法	同審査法
特用作物	育苗	栽培
果 樹	栽培製茶	製麻
畜 産	栽培	品評法
病害驅除	栽培	品評法
	飼育	去勢
		品評法
	病害菌採集	

養

蠶

栽桑 飼育

1、農業實習は主任教師自ら鋤鍬を取りて其の先頭に立ち實際の模範を示し此の間生徒の農民精神の養成に充分の意を用ふ。助手は戸主の地位に立たしめ前夜に於て仕事の種類、人員配當を決定し當日は其の作業に従事すること恰も農家に於けるが如し。實習作業の種類は普通作物、蔬菜、花卉、果樹、畜産、販賣實習、農産製造實習及養蠶實習(當分設備の都合上農業學校に於てなす)

實習地經營は校長小作主となり主任教師輔導の下に設計書を作製して生徒をして自治的に行はしむ

(設計書は後段附録参照)

2、實習日數時數

普通農業學校の如き僅少の時間を以てせず本縣畑地地方の農家の労働時數に準じ次の如く實施せり

尙左の時刻は頗る過度の勤勞を課するが如きも農民的鍛鍊には此の程度

のことは必要である。

教授期間	教授時刻	實習時刻
自四月廿六日 至四月廿六日	自午前八時 至午前八時	自午前七時 至午前七時
自四月卅一日 至五月卅一日	自午後八時 至午後二時	自午前七時 至午前七時
自六月三十日 至六月三十日	自午前六時 至午前六時	自午後八時 至午後九時
自七月三十一日 至八月三十一日	自午後十一時 至午後三時	自午前八時 至午前五時
自九月三十一日 至十月三十一日	自午後七時 至午後三時	自午後七時 至午後四時

昭和三年度即ち同年七月二十日より昭和四年三月三十一日迄の實習日數時數左の如し

自十一月一日 至十二月三十日	自午後六時半 至午後十時半	自午前六時 至午後五時	計
自一月六日 至三月三十日	自午前八時 至午後五時	自午前七時 至午後九時	計

日時別	期別	第一期	第二期	計
實習日數		六四	一六三	二二七
實習時數		五五六	八五四	一四一〇

ロ、農家經營實習

1、豫算生活實習

豫算生活を実施せんが爲めに其の基礎的研究の意味を以て次の如き帳簿を設け生徒をして記帳せしむ

日誌 勞力分配帳 物品受渡簿 販賣簿
 現金出納簿 物品臺帳
 尙明年度に於て從來の經驗を基礎として相當完備せる本寄宿舎豫算生活
 プランを作製す

2. 家事豫習

- (1) 神佛奉仕
- (2) 普通専ら女子のなすべき仕事
 毎日一名宛生徒輪番にて炊事 給仕 洗濯 洒掃 記帳等の總べてを
 處理する
- (3) 視察者來客の接待
 其の日の當番が之れに當る
- (4) 宅地利用及美化
 庭内の果樹 蔬菜 花卉等の手入れ及び生産品の加工美化作業、芝生の手
 入、垣根の周圍等は全生徒の研究にて之を行ふ

(5) 室内の整理整頓

修養室の美化 花瓶 鉢植 圖書購入臺帳整理 新聞雜誌の整理
 (6) 家畜の飼育 養雞

(八) 農場設計書

- 1. 農場所在地の概況
 一、位置 縣の中央市場を距ること約一里
 二、氣候 初霜十月下旬 初雪十二月中旬 晩霜四月下旬
 屋外勞働の出來ざる期間約三十日
- 三、交通 市に一里、縣道まで約十町
- 2. 農場概況

一、耕地の集散

圃場名	利用法	面積	寄宿舎よりの距離	寄宿舎よりの所要時間
第一農場	普通作及蔬菜園	一七、七段	宅地より五町右隣接地	五分
第二農場	蔬 菜 園	一七、七段	二町	二分

第三農場

蔬 菜 園 一、八段 宅地に隣接す
果 樹 園 二、二段

二、區劃 耕地の區劃は普通なれ共耕作上概して便なり

三、地勢 平坦ならず傾斜凹凸多く地味甚だ瘠薄にして早害の憂多し

四、土性 火山炭土

五、灌溉 灌溉極めて不便

六、道路 作道は便なれ共市及市場に出るには不便甚だし

3. 設計の概要

一、耕 種

(一)裸麥 熊本島原 二町歩

栽培の仕様書は略す

(二)大豆 白莢一反歩 トツバ一反半 計二反半

(三)陸稻 大葉霧島一反五畝歩

(四)粟 熊本地磨一號一反歩

(五)蔬菜 甘藍五畝歩 西瓜三段歩 南瓜四畝歩 越瓜一段六畝歩 甜瓜七畝

步 胡瓜三畝歩 蕃茄七畝歩 茄子一段二畝歩 菜豆二、五畝歩 春

蒔白菜三畝歩 馬鈴薯七畝歩 甘藷一段歩 結球白菜一町四段五畝

步 漬菜一段歩 菜菔一段歩 葱二畝歩 胡蘿蔔二畝歩 菠薐草二

畝歩 蕪菁四畝歩 豌豆四畝歩

外に宅地を利用して茄子 蕃茄 南瓜 胡瓜 菜豆等の半促成栽培及育

苗をなし尙土當歸、蓴、茗荷等の軟化栽培をなす

(六)果樹 梨晚二吉一反二畝歩

外に宅地を利用して梅柿等を栽植す

(七)竹林 一反二畝歩 本年中に借入れ竹林改良を實施す

二、養 畜

(一)馬 馬一頭を飼育し農事に使用するの外厩肥を採る

(二)雞 雞舎完成次第白色レグホン三十五羽を飼育する

育雛は百羽の見込み

三、農産製造

- (一) 繩 藁二百貫を買込み 繩百五十貫を得る
 - (二) 箒 箒黍三十貫を買込み 箒約三百本を製造す
 - (三) 竹箒 竹林より原料を得て 竹箒百本を製造す
 - (四) 乾柿 自給柿を以て乾柿三百個を生産す
 - (五) 製茶及其他の農製實習は農業學校に於てなす (以下略)
- 尙經營の經過、實習の成績等は之を省略する、著者は同校經營中途にして中央に轉じたるを以つて斯事業の完成を爲す能はざりしことは遺憾であつた、當今では各府縣に之と目的を同じくする農民道場設置されるに至つたので此の實績に鑑み青年學校に於ても町村組合立にて專習科又は研究科等の形式にて斯種施設を爲すは最も機宜に適したる施設であると信するのである。

第七章 教員養成の體驗

第一節 教員養成所第一回卒業生の配置

六年間の甲種農學校教諭生活より農業補習學校教員養成の生活に入つたのが身を青年教育界に投じた第一歩である。

當時青年教育には大に趣味を感じて居つた事として農村青年教育の開發に生涯を獻げんと一大決心の下に赴任した。

其の時既に二十名の師範學校卒業又は同等以上の資格ある少壯有爲の訓導が入學して熱心に勉學してゐた、之等學生を率ゐて田圃に出て農事を指導し或は教室にて公民科、農學の教授に精進し他面には卒業生の就職と指導をなすと共に、新に優良教員を入學せしむる爲に外部に對する運動の必要を痛感し愈々其の活動に取りかゝつた。

農業補習學校教員養成所主事とはいへ未だ斯種教員養成機關の先例なく徹頭

徹尾獨創的に建設し經營しなくてはならぬので三十歳に満たない一青年教師にとりては大抵の苦心ではなかつた。兎も角入學者を得る爲に次の如く縣下教育者に聲明した。

「現代教育は抽象的概念的教育に陥れる上に、農村小學校に農村的教育を殆ど無視せるかの感あるは邦家の爲め深憂に堪えないことである。更に小學教育を受けたる者の大部分が其の儘に放任せられたる爲に、國民教育の完成を遂げ得ないのみか愈々世に立つ徴兵適齡期には國民教育の效果の大部分を失へるの事實を指摘して青年教育が爛頭焦眉の急務なることを高調し同感の士は來つて共に斯道の研究に當り以て農村教育革新、農村振興の十字軍戰士として青年教育の第一線に立たれよ」

同時に縣當局に對して「凡そ此の新事業を起して縣下青年教育の振興、延ては縣下一般教育をして農業縣の教育たるに相應しく發達せしめんが爲には須く教員養成所卒業生を適材適所に配置し且その地位を安定し、しかも今後の入學生に優秀なる者を得ざるべからず、而して之が爲には第一回卒業生に對して三級以上を

昇給し適材適所の配置を爲し思ふ存分の活動を爲さしむべし、斯くすれば卒業生の能率擧がるのみでなく、他面縣當局の青年教育、農村教育に對する積極的態度は縣下教育界に異狀の刺衝を與へ此處に農村教育革新の機運を醸成するであらう」と力説した。縣教育界の先輩は早くも斯教育の隆盛を企圖してゐたから各方面より絶對支援を得た。本縣民及縣下教育者の美質たる道理が立てば正義の貫行に何處までも援助することの有難さに益々奮勵するの覺悟を堅くした。

當時非凡の聞え高かりし學務課長は命令一下縣郡視學に對して之が斷行をなさしめた。

新卒業生は三級乃至五級の昇給辭令を授與されて夫々各郡の樞要なる農業補習學校又は郡社會教育主事等として赴任した。

卒業生諸君の中には早くも就任直下に意外の障害に遭遇するあり種々なる困難に遭遇する者もあつたのであるが、何れも歛を持つて立ち黙々として農業補習教育に當つた。

「反感や反對は眞の共鳴眞の理解への前提である、諸君は決して辟易してはなら

ぬ、總ゆる難局を打開するの途は自己本務の達成によつて青年父兄を感謝せしめ村民全部の共鳴を得るにある。

私は青年教育の裡に無限の歡喜の泉を發見し眞摯熱烈なる態度を以て青年の愛導に當らざるべからず。之即ち養成所魂である。

此の處に萬難は打解せられて我等の抱懷する教育理想は必ずや縣民の尊重する處となり、縣下教育界の共鳴する處となるであらう」と激勵すると同時に其の經營を輔導し其の教授訓練を指導した。

教員養成事業の成功不成功は一つにかゝつて最初の第二三回の卒業生の成績如何に在るものである。特に第一回卒業生には先輩がなく、自ら途を鑿いて進まなくてはならぬ。

随つて此の處に幾多の困難が伴ふので母校としては總ゆる方面より之を援助し指導しなくてはならない、教員養成所當局として如何なる態度を以て之に臨んだか、二三の事例を擧げて説明しよう。

第二節 卒業生の苦闘と養成所

愈々母校を巢立つて任地に向つた第一回卒業生を送りたる日の夜半二名の卒業生より進退問題の起れる意味の急電があつた。

何れも温厚にして純眞なる青年教師であるから本人としては決して粗漏なかるべきも、任用上に何等かの行違ひありしならんと想像し直に旅装を整へ出發し海陸六時間を要して郡役所々在地に馳せつけたのである。果して豫想の如く任用上の形式に關して郡當局の間に行違を生じて居つたので、郡長、郡視學に面談して圓滿裡に合理的に解決し兎も角郡樞要の地に配置して其の手腕を發揮せしめることゝなつた。

又或る者は専任教員として配置されたが農業實習地の成績が上等で無い故に速かに更迭し度きに付農業技術に堪能なる者を配給されたと郡村より激しき運動があつた。

然るに豫め卒業生の實情調査によれば實業補習學校専任教員として任命して

あるに拘らず事實は小學校の一學級に主任たらしめ、當局は命令して東京に於ける小學校教員夏季講習に出席せしめた、然かも専任教員が不在中引繼ぎたる作物手入の計畫は他の職員に於て行はれなかつた。

實習地不成績の原因が此の處にあるを突き止めたので、關係者によく其の原因を説明した上、今後は専任教員は眞に青年教育に専心自由の活動を爲し得る様取計はれ度旨要望すると共に元來農業に土地氣候其の他自然の事情に左右せられることが多大であるから、老農と雖も初めての土地では決して立派な成績を擧げ得るものにあらずして、數年にしてよく土地氣候病蟲害其の他自然的情態其の他の事情を呑み込んで始めて良成績を擧げ得るものである。

故に新しく赴任せる専任教員に對しては周圍の者は心から之を轉導し援助して其の自由の手腕を振はしめ、實績の批判は少くとも三年の歳月を經過したる後に於て始めてなし良否の決定を爲すべきものであると力説し諒解を求めた。

果して當人は翌年より手腕力量を發揮して優秀なる専任教員の名を得、今では地方有數の小學校長兼青年學校長として村民の尊敬を受け又縣教育界に重きを

爲してゐる。

かゝる諒解は三月末の大異動期に於て特に必要であつた。當時教員の異動は小學校教員と云はず、補習學校専任教員と云はず、實に激甚を極めたものであつた。然し専任教員より學校長に拔擢せられたるものは少くとも五ヶ年は同一任地に就職せしむべしとは養成所側の縣當局に對する要望であつた。

歴代の部長、課長、視學等は幸にして明達之士であり又長官も此の點は養成所當局に全然贊意を表せられた。

視學、學校長任用に際しては縣視學委員たる養成所當局の意見を尊重した。之は農村教育行政の新機軸を建設する上には當然の手續と云ひ得べく必ずこの善政は後々に好影響を遺すものと確信したるが、爾來教育界の健全なる發達は雄辯に之を立證してゐる。

さて第二回第三回と卒業生を出すや専任教員の數は増加し中には其の經營する實業補習學校青年團が文部省及縣の表彰を受けるものあり、又は卒業生の優秀者が縣視學、縣社會教育主事となるあり、漸く卒業生の力量は縣民の認むる處とな

り養成所の擴充は縣會の協賛する處となつて一路發展の經路を辿つた。

第三節 卒業生進路の開拓

之より曩に卒業生にして専任教員の職にある者の中には養成所入學前小學校首席又は次席訓導たりし者ありし爲之等は最早や農村小學校長兼農業補習學校長として縣下教育行政上の要務なりと縣當局に獻策して専任教員の學校長拔擢を促進せんとした。

之は教育行政上の實際問題として參考となるべきに付、其の概要を左に述べることとする。

縣當局の企てとして學務課長、視學、社會教育指導者、師範學校長同教諭等約四十名を一團として、市町村の學校を指定視察してそれ等各方面専門家が夫々の立場よりして批判する指定視察會なるものが行はれた。

此の際最後の總括的批評會に於て教員養成所側としては二つの事項を講評の中に加へることを要求した。即ち第一は専任教員にして其の經歷(本科正教員に

して小學校長實業補習學長としての經歷充分なるもの)と其の専任教員としての實績卓拔なるものは之を新年度に於て小學校長亦實業補習學校長に昇進せしむること、第二は現在補習學校専任教員の辭令を與へ且つ之に對して國庫補助を支給せる者を實際は實業補習學校の専任教員として携はらしむる事なく主として小學校に一學級を擔任し専ら之に従事せしめつゝあるは遺憾である。之を是正して眞に實業補習學校の専任教員たらしめなければならぬ。

以上二件を翌日の講評會議にて公評し以て縣下農村教育の健全なる發達を圖らざるべからずといふ提議である。

俄然委員の中より猛烈なる反對が出た。それは高等師範出身者師範學校關係者等であつて大要次の意見であつた。

一、専任教員は農業の教員として鋏を取り生涯を青年教育に獻ぐべきものである、それを學校長たらしむるは彼等を誤らしむるものである。

二、農業補習學校教員養成所に入學するものは入學前に農業教育に熱烈なる趣味を有して入學して居る筈である、それが若し専任教員の地位を去つて學校

長たることを喜ぶならば、入學生に適材を得て居らぬのである。

と云ふのである。この反對に對して次の如く説明した。凡そ鋤を持つて立つ農村青年はもとより農村兒童に對しては農民的訓練を施し、土に親しみ天地の化育を翼けて全身全靈を打ち込み以て善良有爲なる農業國民を養成することは其の専任教員たると小學校長補習學校長たるを問はない。

苟くも農村教育者たる人は何人もかくあらねばならぬ筈である。

寧ろ鋤を持ち農村教育界に奮闘して居る教員なるが故に之を農村の小學校長兼實業補習學校長たらしめる處に妙味があり抽象概念的なる現下農村學校の弊を改むる効果があるのである。

況んや各位の説く處に依れば實業補習學校教員は實業補習學校長たること能はずといふ事になるのではあるまいか。御意見の如き規定が現今の法令制度の何處にありや、又御意見は之を天下に聲明するの勇ありや、と頑として主張を曲げない。

既に夜は十一時を過した、委員の中より議長をして委員の贊否を求めしめて多

數決により何れかに決定すべしと提議するものがあり正規の贊成者を得て進行せんとした。

此に於て縣下農村教育振否はこの五分間にありと信じたるを以て全力を盡して反對した。

縣下補習教育専任教員は日々の勤務二十時間といふ全く命懸けての働きをしてゐる。

然るに今我々が僅かに夜十一時を越ゆるの理由を以て縣下農村教育の浮沈の岐る、重大事を多數決にて而も不合理極まる採決をなさんとするは何事か、勿論この形勢ならば補習學校専任教員は永久に補習學校長たる能はず如何なる力量手腕あるとも専任教員以外には進む能はずといふ奇妙にして不合理極まる決議が縣下教育界の主腦者に於て行はれる事になる。

若し決を取らんとするならば取るべし但永久に縣教育史にこの決議は残るべし、而して二年を待たずして農村問題は愈々熱火の如き深刻さを加へ諸君の爲さんとする決議は空文となり専任教員中より各方面に頭角を抜くもの續出すべし

随つて諸君の決議は世の笑を招くに終らんのみと痛論した。

「遂に採決に入らず、折中案として右二項は文章には表はざるも言葉を以て正式に明日の講評場に於て養成所側より言明すること、決定す」といふことに落着いたのであつた。

斯くして翌日は郡視學校長に前二項を聲明したが賢明なる縣下教育界の人士は寧ろ之を當然のことなりとして視學校長町村長等は専任教員を受擔された。間もなく八名の専任教師は農村小學校長兼實業補習學校長に任せられ、縣視學、縣社會教育主事補に拔擢されるものもあるに至つた。(爾來専任出身學校長視學は合計四五十名を出現してゐる)

この人事行政は年と共に良好の結果を見た、即學校長となるとも學校經營の特徴とする處は自ら鍛を持つて立ち農村教育に農民的訓練を織り込み又青年と相伍して其の訓練に當り或は又農村社會教化の振興、産業の改善に努力するので村民一同の尊敬を受けるに至り遂には専任出身の學校長は農村學校長として最適任なりとの世評が高まるに至つた。

三十に満たざる専任教員が當該學校に居据はりの儘にて縣下有數學校長に就任するの事例も少くなく、又學校長として成績舉れる者は縣視學實業教育主事縣社會教育主事補に拔擢せられた。本稿起草中に於ても多數前記の官職にあつて農村教育の振興に有力なる活動を爲しつゝある。

以上は赤裸々なる發表なるも之は世の養成所當局或は教育専任教員の人々に何等かの意味に於て参考ともならんかと記述した次第である。

惟つて青年學校教員養成所經營上に最も緊要なるは卒業生の活動を遺憾なくらしめ、其の實績を擧げしめることである。

而して之が爲には卒業生の前途を開き適材を適所に發展せしめるにある、若し其の前途を梗塞し、且つ適所に活動せしめざらんか、必ずや其の特徴を發揮すること能はざるのみか自ら沈滞して斯道の衰頹を來すや火を瞭るよりも明かである。

更に一面より觀れば専任教員として至誠奮闘青年教育の實績を擧げ、其の學校經營上の力量手腕と、人格優れたる者あらば之を拔擢して青年學校長たらしめ、又若しかゝる者にして小學校本科正教員の有資格者ならば、之を小學校長に任用し

青年學校長を兼務せしめるがよい。

専任教員として優秀なる者は其の教育者魂に於て又其の教育的態度に於て、將又其の郷土の生活に對する眞の理解を有する點に於て、愛と熱とを以て民衆教化に當る點等に於て、今後の國民教育、青年教育經營主腦者たるに適用する者であると信ずる。

次に専任教員より小學校長兼青年學校長に轉じ實績を擧げたるもの、中にて、視學たり社會教育主事たるに適する人格と力量ある者あらば、此亦適材適所に拔擢して其の天才を自由に發揮せしむべきであると信ずる。

勿論其の出身が青年學校教員養成所出身者たると否とを問はないのである。かゝる人物の拔擢登用に關する意見書を地方長官に提出したことがある、其の後夫々適材適所に拔擢せられ現今益々此の人事行政が行はれてゐる。

教員養成所經營當事者としては國家の爲に斯教育の振興をなすといふ大所高所に立ちて其の卒業生中の眞に優秀なる者を適材適所に配置する様努むべきである。

左に其の意見書の一例を當時の原稿より採りて掲載することゝする。

養成所卒業生配置に關する意見書

最近優秀なる實業補習學校噸に増加の趨勢あり又小學校、補習學校に於ては智育偏重の流弊を矯めて勤勞體驗の教育を尊重する精神教育の作興するを觀る實に本縣教育は其の一轉機に際會せるものと謂ふべし

此の時に際し眞に農村教育を理解せる優良教員を拔擢して視學社會教育主事補に任用することは此の趨勢に順應する當面の要務たらずんばあらず

茲に小學校長兼實業補習學校長ありて農業に對し敬虔なる態度を持し眞に農村に立脚したる經營をなす其の學校は恰も理想の農家の如く校風醇美能く村民の信頼を受け而も郷土の産業文化の源泉たる教育の眞使命を發揮せり而して其の大多數が本所卒業生なりとの定評あることは眞に欣幸に堪へざるなり

然るにこは嘗て専任教師としての體驗を有し優秀なる成績をあげたるもの

なり専任教師の經歷が學校長たるの必須要件たること既に社會の確認する所となれり

現今(以下中略)毅然として立ち晝夜兼行郷土の開発に盡瘁し兒童生徒の教育に全生命を傾倒して郷黨尊崇の中心となる専任教員あり速に之を擧げて以て學校長に任じ時代的農村學校の創設に當らしめざるべからず

凡そ教育の振否は教師其の人の人格識見に俟つべしと雖も教育行政の影響亦没すべからざるものあり即ち適材を適所に配置して各々其の能を發揮せしめ安んじて永く同一地に全生命を傾注する所あらしめんか乃ち教育の權威を高めて其の効果を著大ならしむるに至らん(中略)其郡が他の郡に比して實業教育社會教育の機運頭角を抜けるは指導監督の任に當る視學社會教育主事補が或は晝夜兼行農村を行脚して實際の指導に盡し、或は農村教育者の努力點を眞に理解して人事の取扱ひ適切周到を極め其の職責を全うせるに依るとの定評あり而して此の中に本所の卒業生あるの事實に照し益々此の所信を固くせずんばあらず

速に此の標準に基き農村學校長より適材を拔擢し此の時代的要求に備ふる處あらざるべからず

夫至誠奮闘の人材を廣く索めて之を教育界の要所に拔擢し其の優れたる才能と高潔なる人格とを發揮せしめ以て縣下教育界の活力を増大せしむることには眞に教育行政の要諦たらずんばあらず依つて茲に優秀なる者數名を選抜し其の特徴略歴を認めて適材適所の配置を仰望して歇まざる所以なり

農業専任教員の體験ある優秀學校長、教員が

視學社會教育主事補縣屬に適任なる理由

一、視學

イ、農村學校の經營と實業教育とに體験を有するものは時代的視學として遺憾なし

ロ、農村教育者の努力點を眞に理解して人事の取扱ひ當を得

ハ、補習教育上の識見を有し之が指導上の力量を有す

ニ、殖産興業の事に通じ實業と教育との脈絡を保つ

一、社會教育主事補

イ、補習教育の體驗を有して内容充實期に入れる補習教育指導者としての技倆を有す

ロ、農業に對し敬虔なる態度を有するが故に地方民衆の信頼を受く

ハ、農村の實態をよく理解するが故に教育方針實際生活に即して力あり

ニ、農村諸問題をよく理解するが故に社會教育の本領を發揮することを得

ホ、青年處女の取扱に馴れよく其の心理を解するが故に思想善導上の技倆に秀づ

一、縣屬

イ、實業教育上の體驗と共に其の實狀に通ずるが故に豫算其他の事務鞅掌に適す。

ロ、事務の才幹に秀でたる少壯教員多し

尤も之は單に養成所卒業生に偏したものでなく、一般專任教員學校長にして成績優秀なるものは之を視察報告して要所に拔擢すべく進言した。唯縣下青年教

育を振興するには教員養成所を堅實に發達せしめる必要がある、而して本務を同所經營に享けてゐる立場より前述の進言は當然のことであつたのである。

第四節 農業補習學校教員養成所經營の概要

農業補習學校教員養成所の經營方法に就ては左に其の綱要を掲げて要説する。

第一 經營方針

本校は師範學校卒業生又は之に準ずる者にして三年以上農村教育に従事したる者より生徒を選抜し専ら田園の生活に浸らしめ農村教化の爲め生涯を獻ぐる眞摯熱烈の士を養成せん事を期する。

第二 生徒訓育の狀況

甲、農民的精神の涵養

本所生徒は小學校又は實業補習學校教員にして成績優秀なるものより選拔入學せしむるを以て農村教育者としての一般的訓育の外に特に農民的精神の涵養に努力する。

抑も農民的精神は農村青年指導者農村社會教育者として具備すべき重要な資質なるを以て代用附屬農業公民學校々下の農家に宿泊せしめ居住農民と接觸せしめ青年と共に農作、農村改

善の事に當らしめ以て有爲なる農民としての體驗を爲さしめる。

イ、農業労働を尊重し進で農業を藝術化するの境地に至らしむること

ロ、協同自治の精神を涵養すること

ハ、農村改良に對する態度を養成すること

ニ、清潔を貴び且つ秩序を重んずるの念を養ふこと

乙、農村教育者に必要なる訓練

教員として必要なる一般的訓練の外に特に勤勞主義に基き眞摯熱烈の態度を以て農村實生活に即せる教育に當らしめ時代の要求する農村教育者を養成せんことに努める(代用附屬農業公民學校經營に當らしむるを以て)第七章青年學校の經營體驗参照)

丙、教師の實踐躬行と生徒人格尊重

生徒訓育の事は教師の實踐躬行に於て效果最大なりし實習觀察實驗其の他の事業を課するに當りては教師先づ其の實際に當り徒に勞役を生徒に課し空しく之を監視するが如きことはない。又職員には素より生徒に對し相當に自由を認め用語に於ても粗雑に陥らざらんことを努め言動は懇懇鄭重を旨とし其間自ら相互人格尊重の念を喚起せしめ自治協同の精神を養はしむることに留意する。

丁、讀物の選擇

生徒思想の善導を誤るなく常識の涵養と進取の氣象精魂を養はしむるに於て有利なる書物を選択ばしむるに相當注意する。

本所生徒の覽讀する参考書雜誌類左の如し
参考書目

農業、博物、化學、氣象、社會、宗教、哲學、法制、經濟、教育に關する参考書、雜誌、新聞、教育研究、社會と教化、教育時論、經濟論叢、農政研究、農業世界、帝國農會報、太陽、中央公論、向上等の雜誌類、大阪朝日、大阪毎日、九州、九州日々等の諸新聞

戊、職員卒業生と生徒間の親和

同窓會、校友會其他各種の集合に於て研究發表辯論談話し交換し殊に餘興的娛樂を共にするに於て相互心氣頓に融溶疏通の度を高めるの感切なるものありたるを覺ゆ
又生徒をして教師の自宅を訪問して學習上及將來の方針決定上に就きて指導を乞はしめ他面師弟の情誼を厚からしめんことに留意する、尙教師は身を以て生徒並に卒業生の公私生活を指導援助することに努める、例へば公務上の身上問題結婚問題に至るまで出來得る限り盡力をなすが如きである。

己、出身母校及縣當局との連絡

母校在學中又は小學校在職中の狀況等に付夫々調査して訓育及學習上適切なる指導をなし生徒の性行勉學の狀況等を通知して適切なる指導獎勵を請ひ其間自ら師弟の舊情を溫め性行の善移に資する。

庚、禮儀作法

雨天及冬季農場の閑時に於て禮儀作法に付課外教授をなし精神修養に資する。

辛、喫煙をなすもの少からざるを以て生徒控所を利用しこゝに於てのみ喫煙を許可する。

第三 生徒學業の進否

イ、實 驗

農學は事實を對照とする應用化學なれば植物動物蠶體解剖化學及農學實驗等は特に重きを置

く、化學博物及蠶體解剖實驗には農學校設備を利用して一時に全生徒に課する。

測量實驗は「ブレーションテーブル」及土地定量製圖法を課する、尙農具及製造加工器具器械の使用及

ロ、試験の方法

從來試験法は教育上夥多の弊害たるのみならず一面教授時數の減少を來すの弊に顧みて從來

の試験法を改め左記の方法を實施することとする(評點記載法別表の通り)

甲、試験の種類

(イ)學科試験 學科試験は次の二法により之を行ふ

1、普通方法 即席にて答案を認めしむるもの

2、宿題として自由研究の結果を制限し一定の期限内答案を提出せしむ(教育社會學科經濟學、公民科教授案、作成等其の他農業科の一部に之を行ふ)

此方法は自學研究の良風に順應し而も創造能力を陶冶するに効あるものゝ如くである。殊に本所の如き師範學校卒業後五年乃至十五年の經驗を有する壯年者には適當の方法

なりと認める

(ロ)農業實習試験之を分ち次の三種とす

1、筆記試験 技術に關する事項作物家畜林業蠶農具等の實物鑑定使用法等を筆答せしむ

2、實地試験 平素農業實習に於ける技術の巧拙熱心の度を考査する

3、勤勉の程度

(ハ)教育實習試験 代用附屬校に於て課する教育實習の際に於て考査す其の項目は次の如くである

1、青年教育

イ、學級經營案

ハ、教科書研究狀況

ホ、教授實際

ト、體育武道指導の實際

2、職業指導

イ、指導計劃案

ハ、農會等の活用

3、社會教育

イ、青年團及處女會の自治的訓練狀況

ロ、部落宿泊勤惰狀況

ハ、道路改善

第七章 教員養成の體験

ロ、就學出席督勵狀況
ニ、細目編成
ヘ、訓練狀況
ロ、品評會見學視察施設

青年學校の新經營

ニ、家庭改善

ハ、其他の指導狀況

4. 青年訓練教練は特に評語を以て示し参考とする

◇卒業論文

生徒をして平素町村の實態を調査せしめ之に對する教育政策又は廣く農村振興の方策に就て記述せしめ之を卒業論文として二月末日迄に提出せしめる。

科目	課程	備考
修身	農民の訓練思想問題	以下教科書を用ひず
文化史	世界文化史大意、日本文化史大意	
法制	憲法行政民法農業法規	
經濟	經濟學原理	
國語、漢文	國文、漢文、作文	
社會	社會學大要農村社會學	
農業經濟	農業經濟の理論及實際	
農業政策	農業政策及調査	
政治	遺傳原理種育の方法	
博物	昆蟲學、微菌學	

科目	課程	備考
土壤肥料	性質成因理化學的性質 種類性質配合評價分析	隨意
作物	作物生理	
普通作物	各論、病蟲害	
特用作物	各論製造病蟲害	
蔬菜	促成栽培、露地栽培	
果樹	各論利用、病蟲害	
畜産	各論汎論	
養蠶	栽桑、飼育生理、病理	
林學	造林測樹利用測量	
水産	水産學大意、養殖法、魚類解剖、實驗	
教育	補習教育、社會教育	
數學	代數、幾何	
衛生	農民衛生、青年處女衛生、學校衛生	

第四 實習狀況

農業は事實を對照とする應用化學なれば之れが學習の徹底を期せんため實習實驗に重きを置く、

第七章 教員養成の體験

加之生徒は入所前小學校の教職に在りて其多くは文學哲學等に趣味を有する傾向あるを以て之を導くに實習實驗を以てし自然科學及其應用に關する試験研究の態度を養ふことは洵に緊切なりと認め實習實驗を中心として教授訓練を施す其効果は顯著なるを認む

甲、實習の目的

實習を分ちて教育實習農業實習とす

(一)教育實習

實際生活を基調とせる補習教育、社會教育を實習せしめ時代の要求する農村教育者たらしめる

(二)農業實習

農業實習は次の目的を標榜して之を課し生徒をして自由に活動せしめ教師は之を補導するに力める

(イ)學科教授の事項を一層明確ならしむること

(ロ)組織的計劃的能力を養ふこと

(ハ)農事改良の趣味を養ふこと

(ニ)觀察力及自然を愛するの念を養ふこと

(ホ)農業の技術を習熟せしめ勞働を尊重するの念を養ふこと

(ヘ)經濟的能力の養成に資せんが爲め第二學年に於て自營的に小作經營實習をなさしめ收支を各獨立に行はしめる

乙、實習の方法

(一)農業實習の方法

イ、普通實習を分ちて一般擔當と組及個人擔當の三種とし一般擔當は生徒協同の作業により特定の目的なき實習組擔當は三名宛之に當らしめることとする、一般擔當は稲作、組擔當は蔬菜園藝普通作物個人擔當は果樹園に於て之を課し尙ほ林學家畜養蠶は隨時之に當らしめる、實習地の經營は教師輔導の下に生徒をして企劃せしめ設計管理の細枝に至る迄自治的に行はしめ其間前段掲記の目的を達せんことに努めたるが其實績顯著である。

ロ、夏期實習 夏期休業中は果樹園蔬菜園稻作等其管理最も繁忙の期にして隨て實習上重要な時期なれば學級を四分して各十二日宛實習と觀察をなさしむ、更に五日間は全員出勤せしめて秋蔬菜を播種せしめる。

ハ、農産物販賣實習 農産物の販賣は毎日午後二時より行ふを原則とする、實習各組より一二名宛を販賣係となし小賣販賣に出動せしめる。

(二)教育實習

生徒は附屬校下の農村の六部落に分宿せしめ教師指導の下に農村生活を體驗せしめつつ次の實習をなさしめる。

イ、青年教育 各部落及補習學校に於て實際教育に當らしむる。

ロ、職業指導 補習學校生徒の家庭及共同實習地及一般農事の指導をなさしめる。

ハ、社會教育 附屬校所在の村を一學校と見做し文化農村建設を理想として自治教化經濟の

三經營を圓滿に發展せしむべく活動せしめる。

(三)實習時間

實習に要する時間は定時にして大抵六時を以て打切るも白菜、夏蔬菜販賣期には午後九時に達することさへある。

實習實驗

科 目	摘 要
農 藝 化 學	土壤、肥料、植物生物の一部
農 業 博 物	病菌、雜草、植物生理解剖、昆蟲、農産物利用、藁細工等
害 虫 驅 除	各種害蟲の防除殺蟲劑製造使用法
普 通 作 物	米、麥、菽、穀の栽培法、同審査法
蔬 菜	栽培法、品評法、育苗
特 用 作 物	栽培、製茶、製麻、品評會
果 樹	栽培、害蟲病菌防除、品評會
畜 産	飼養、去勢、品評會
病 害 驅 除	病害菌の採集指導
林 業	育苗
養 蠶	栽桑、蠶體解剖
水 産 實 驗	魚類標本作製、解剖

第五 入學志願者に關する狀況

師範學校卒業者又は小學校本科正教員以上の免許狀所有者にして三ヶ年以上教育に従事せる者を本體とし特に成績優良なる者より選抜入學せしむることとした。入學生の選抜に就ては人物試験に重きを置き出身學校長、縣視學、社會教育主事、現在職校長の意見等を参考する等周到なる方法を採つた、入學志願者百二十餘名にして内三十名を入學せしめるととした。

◇講習科及其他臨時施設事項に關する狀況

年々本所主催の縣下補習教育大會を開催したが昭和三年度に於ては次の方法によりて之を實施した。

- 一、會 場 市公會堂及本所附屬農業公民學校
- 二、會 員 補習學校長同專任教員小學校訓導町村長青年處女幹部師範學校生徒約一千名
- 三、研究協議 青年教育當面の重要事項を研究協議せしめた
- 四、見 學 本所附屬校
- 五、講 演 文部書記官及本所職員
- 六、體験發表 町村長學校長教員及優良補習學校生徒等

尙當日は本所に於て平素研究實驗せし處のものを小冊子として全員に配布した。附本施設は大正十四年以來年々之を實施した。

尙左に青年學校教員養成所に關する法令を掲げる

青年學校教員養成所令 (勅令)

- 第一條 青年學校教員養成所ハ青年學校ノ教員タルベキ者ヲ養成スル所トス
- 第二條 北海道府縣及市ハ青年學校教員養成所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 青年學校教員養成所ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 青年學校教員養成所ノ設置廢止、修業年限、入所資格、學科目及其ノ程度竝ニ教諭及助教諭ノ資格等ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第五條 青年學校教員養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

教諭

助教諭

書記

前項ノ職員ノ外寄宿舎ノ設アル養成所ニハ舍監ヲ置ク

第六條 所長ハ奏任官ノ待遇トス地方長官ノ監督ヲウケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

所長ハ兼テ其ノ道府縣内ニ於ケル青年學校ノ教育情況ヲ視察ス

第七條 教諭ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トシ助教諭ハ判任官ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ニ關シテハ公立學校職員制中實業學校ニ

關スル規定ヲ準用ス

舍監ハ教諭又ハ助教諭ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ承ケ寄宿舎ノ事ヲ掌ル

第八條 書記ハ判任官ノ待遇トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條 青年學校教員養成所ノ職員ノ待遇官等等級ニ關シテハ公立學校職員待遇官等等級令中

實業學校ノ職員ニ關スル規定ヲ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關シテハ公立學校職員俸給令中實業

學校ノ職員ニ關スル規定ヲ分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

實業補習學校教員養成所令ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ存スル實業補習學校教員養成所ハ之ヲ本令ニ依リ設置シタル青年學校教員養成所ト看做ス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校教員養成所ノ所長、教諭、助教諭又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ各青年學校教員養成所ノ所長、教諭、助教諭又ハ書記ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校教員養成所ノ所長、教諭、助教諭又ハ書記ニシテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘各青年學校教員養成所ノ所長、教諭、助教諭又ハ書記ニ同待遇俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

青年學校教員養成所規程 (省令)

第一條 青年學校教員養成所ノ修業年限ハ二年トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ一年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第二條 青年學校教員養成所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルベシ

一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年(女子ニ在リテハ四年)以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者

二 師範學校、中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

前項ニ掲グル者ニ準ズベキ學力アリト認メタル者ハ之ヲ入所セシムルコトヲ得

第三條 青年學校教員養成所ノ學科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科教育、國語、國史、職業科並ニ體操トシ女子ニ在リテハ修身及公民科教育、國語、國史、家事、裁縫、職業科並ニ體操トス

前項ノ學科目ノ外地理、數學、理科、音樂、圖畫其ノ他必要ナル學科目ヲ加設スルコトヲ得

第四條 青年學校教員養成所ニハ青年學校ノ教員其ノ他青年教育ニ從事スル者ノ爲講習科ヲ置クコトヲ得

第五條 青年學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スルモノタルベシ

第六條 青年學校教員養成所ニ於テハ校地校舍實習場體操場及教具ヲ備フベシ

第七條 位置ノ變更ニアラザル校地ノ變更並ニ校舍其ノ他ノ建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ

文部大臣ニ開申スベシ

第八條 青年學校教員養成所ハ公立ノ學校試驗場、又ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第九條 青年學校教員養成所ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ

一 名稱

二 位置

三 學則

四 生徒定員

五 開所年月

六 經費

前項第一號、第二號、第四號及第五號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ第一項、第二號ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、校舍其ノ他ノ建物ノ配置及附近ノ情況ヲ記載シタル圖面ヲ添付スベシ

第十條 青年學校教員養成所ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スベシ

第十一條 青年學校教員養成所ノ學則ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 修業年限及入所資格ニ關スル事項

二 學科課程及每週教授時數ニ關スル事項

三 學年學期及休業日ニ關スル事項

四 課程ノ修了及卒業ニ關スル事項

五 入所、退所及懲戒ニ關スル事項

六 寄宿舎ニ關スル事項

- 七 其ノ他必要ナル事項
- 前項第一號及第二號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第三號乃至第七號ノ變更ハ文部大臣ニ開申スベシ
- 第十二條 青年學校教員養成所生徒ノ學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官之ヲ定ム
- 第十三條 市立青年學校教員養成所ニ關シ文部大臣ニ提出スベキ文書ハ地方長官ヲ經由スベシ
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 實業補習學校教員養成所令施行規則ハ之ヲ廢止ス
- 青年學校教員養成所令附則第三項ノ青年學校教員養成所ニシテ本令ニ依リ難キモノハ昭和十二年三月三十一日迄仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

第八章 青年教育の本質

青年教育は教育の民衆化を以て第一旗幟となすものである。現代は少數の優秀な指導者を得たのみでは決して國家社會の發展を望み得ない。

事實は何者よりも雄辯である。學制始めて布かれて六十年、此の間一部少數の青年を教育する爲めの中等教育、高等教育、大學教育を以て教育の正系と稱して之が擴充に没頭し、青年大衆の教育を傍系として輕視し、等閑に附したる結果は如何であつたか。

大正の末期より昭和の初頭にかけて世界經濟界の恐慌は我國民經濟生活の基礎を動搖せしめ、之と相伴つて西歐惡思想澎湃として來る、國民生活の困苦、國民思想の動搖は深憂に堪えないことゝなつた。こゝに於て從來の如く一部少數の青年を教育するのでは駄目である、青年大衆を教育し國民全體の知徳の水準を高めねばならぬといふことが瞭かとなつた。

斯くて世の誠者、爲政者は速かに此の難局打解の爲に國民全體の知徳の水準を高め、職業生活、公民生活を向上せしむるの急務なることを覺り、或は文教政策の上に實業補習教育の振興の旗幟を高く掲げ、或は青年訓練の新制度を設けて青年大衆に對して國民たるの資質向上を圖るに至つたのである。

此の二つの教育機關が併合統一せられて青年學校となり、全國津々浦々に設置されることゝなつた。今後は我國産業文化の上に貢獻する多數の國民が此の學校に於て養成されて行くのである。

斯くして少數の偉材、俊秀と共に國民一般が協同し團結して國運の隆昌民族の發展に貢獻することゝなる。

翻つて考察するに國家が青少年大衆に對して教育の機會を均等に與へるといふ事は唯々何でも學校へ進學せしむるといふ事ではない。

人には各々天稟があり獨特の性能がある、又家に貧富あり、家族關係の事情あり、又職業上の關係あり、其の他種々の複雑なる事情がある。

是等の事情に基きて個人々々に最も適應する教育の機會を與へることが即ち

教育の機會均等であり教育の民衆化である。

斯かる教育の機會均等、教育の民衆化を實現するには青年學校制度が最も適切である。

國家や府縣や市町村等が青年學校の振興に今一層力を入れて、其の内容を充實し、實績の向上を圖る事は昭和文化の建設を爲す上に極めて緊切なる教育政策である。

第二に、青年學校は教育の地方化實際化を標榜するものである、從來の我國教育は全國を通じて劃一的に經營され、其の教へる内容も抽象的概念的である。

大都會の學校で教へる處と山村漁村の學校で教へる處とは殆ど違はない、眞に其の地方に生きた内容實績を備へた知識として授けるのでなく、單なる一般的抽象的概念を兒童生徒の頭の中に詰め込んである。

勿論劃一的な一般的でなくてはならぬ點も少くないのであるが、斯かる劃一主義、斯かる概念詰込み主義は教育の生命を無視するものと云はねばならぬ。

同じく青年學校であつても都會の青年學校は其の都會の實情に即した設備内

容を以て組織され、而して其の行ふ教授及訓練は郷土色の實態と個人々々の青年の個性環境とに留意して施すのである。

青年學校に於ては切實なる一般共通的な教授及訓練を必要とする事項は勿論力を入れて教へるべきも、更に進んで或一定農村に於ては其の農村の實態に即して教授し訓練しなくてはならぬ。

例へば自治體の教授に於て市町村自治體のことを法制の上から一通り授けたのでは全く抽象的な難解な何等の感興も起らない蠟を咀むの感を與へる教授となり終るであらう。

然るにそれを眞の村の生きた自治體の組織や自治運營の模様を青年と共に研究する態度に出で、今後我村は如何なる方面に努力すべきか、如何なる方面を發展せしむべきかと云ふ様なことまで討究して行けば興味津々と湧き出でるであらう。

青年學校に於ては重要な劃一は勿論之を尊重するも進んで、之を何縣、何郡、何村、何區の教育であり更に進んでは個人々々の青年に對してまで適應する教育た

らしめる様懇切に陶冶鍛練せしめるのである。

第三に青年學校は青年期の心身の特質に基いて、國民教育の完成を爲す教育である。

青年期は精神上に肉體の上に非常に急激なる變化發達を遂げる時期である。人生に於ける第二の誕生期である。

此の時期に於て適當なる指導愛護を缺く時は往々にして生活常道を逸し、或は思想矯激に走り、或は怠惰放逸に流れ、或は又心身の上に病態を惹起する等實に危険極り無き時期である。

又他面より見ればかゝる變化發達の激甚なる時代であるが故に指導教育宜しきを得れば發奮勉勵して能く特技特能を修得し得る。

また天才を長養して發明發見を成し遂げ、産業を改良し惡風を刷新して地方振興の基礎を固めたる等の事例も尠くない。

更に他の方面より觀察すれば、青年期に於て陶冶鍛練を缺ぐか又は之を怠る時には、小學校に於て受けたる教育の効果を滅失する。青年教育は小學校教育の基礎

の上に勤勞を第一とする人格教育を施して善良有爲なる國民にまで仕上げんとするものである。

小學教育に義務制度をしきたる英米其の他の國は更に青年教育を義務制としてゐる。

吾國に於ても速かに青年教育に義務制度を實施し、又他人に雇傭されたる青年や貧困青年に對しても學習の機會を與へ得る施設をなし全國の學齡該當青年に修練を積ましむることが肝要である。

青年教育の妙味は職業に従事し又は家事の實務に携はる傍ら教授訓練を爲すこと及び義務教育終了より徵兵適齡までも更により數年の後までも教授訓練を施す點にある。

職業及家事の實務に従事する者は職業教育、公民教育又は其の他の諸學科教授に於ても學習が眞劍である、又職業上、社會生活上の體驗より得たる常識や技能があつて教授及訓練の効果が顯著である。

小學校卒業より滿十九歳まで實務の傍ら陶冶鍛鍊したる上に研究科若しくは

専修科等にて幾年かを教育すれば、國民としての資質能力は眞に立派なものとなり得るのである、之吾々の實際より得たる確信である。

第四に青年教育を受けるは青年の權利であると共に反面より見れば義務である、小學校を卒業したのみでは到底今後の社會に立つて一人前の國民生活を爲すことは出来ないといふことを自覺したる青年は中等學校に進學するを得ない場合に於ては必ず青年學校に敢て他人の勧誘を要しないで學ばんとするであらう。現在一家の中心となつて家業に従事し、父祖の後を繼いで家運の興隆を圖るべき青年として又時代の市町村公民たり國民として其の任務を果す上に必要なる學習を爲すは其の責任に伴ふ當然の要求であり權利であると共に反面より見れば又義務であるとも云ひ得るのである。

同じく明日の國家を背負つて立つべき青年の教育機關であるからには中學校青年學校にも同等の教育費を傾注すべきである。然るに従來青年教育には生徒一人に對し〇圓であるに對し中等學校は生徒一人に對して〇圓にして實に前者の〇倍に當つてゐる。

かゝる不均衡に對しては青年は聲を大にして經費均衡を要求し得るのである。否それを待たずして國家及地方自治團體は速かに斯教育充實發展を圖るべきである。

第五に青年教育は公民教育職業教育及教練なる三大項目を有することである。公民教育に就て考察するに我國に立憲自治制布かれて五十年に垂とするに拘らず其の運用甚だしく遺憾にして議員選舉肅正の成否は立憲制度死活の分岐點であり自治體は其の根本に改革を加へずんば國民生活を安固ならしめることが出来ない状態である。

之等の問題を解決するには國民の公民的教養が根本である、此の教養なくして立憲自治の進展を希求するは實に百年河清を待つ愚に等しい。

公民教育の重要性は以上の外家庭生活社會生活又は職業生活の上に缺くべからざる教養である、青年教育が青年生活の全野を道場として眞に生きたる公民教育を施すことは實に眞の本質上光輝ある特色なりと云ふことが出来る。

職業教育も亦公民教育と相並んで斯教育の重大眼目である。

職業教育の重要性は他に於て述ぶるを以てこゝに詳説せざるも青年をして自己の職業に深刻なる愛着燃ゆるが如き信念を把持せしめ、職業を通して自己の全人格を社會に實現し國家社會の進展に貢獻するの域に達せしむるを以て目標としなくてはならぬ。

教練體育は青年の心身を鍛鍊し質實剛健の氣象を養ひ隆々たる筋骨と共に均齊なる肉體の發達を遂げしめ以てこの健全なる心身に依つて、其の修得せる處の總ゆる道德や、知識や技能を遺憾なく生活の上に實現せしむべきである。

公民教育職業教育教練の三者は恰も鼎の三脚の如く青年教育上何れを缺くことも出来ない。

而かも三者は有機的に聯關を保ちて融合渾一して立派なる人格を築き立てなくてはならぬ。

以上五項目は青年教育の本質使命であるが故に青年學校を經營し、青年を教育するに當つてはよく之等の順當に行はれ、實績の充分舉る様努むべきであると思ふのである。

第六に青年教育の本質に於て尙一言加ふべきは女子青年教育上家政教育の重要性と日本婦人の特質を保存し長養する問題である。

抑々家庭は第二の世界であり家族の慰安休息の場所である。

故に家風よく作興し家庭よく齊へる場合に於ては家族は此處に於て奮闘力を培養し又外に於て活動する家族の疲勞を慰する第二の世界である。

家を齊へることは國家社會發展の根本義である。

女子青年教育は家事裁縫を中心として家政的教授及訓練を爲し、更に個人々々の家庭と聯絡して家庭生活の改善を體驗せしめ、又公衆衛生、慈善事業等を共同に行はしめ女性に適せる公民的訓練に努めることが重要があり、随つて之が一つの特色を爲してゐる。殊に一般の女學校の家政教育が教室に於ける教授に終始すると大に趣を異にして女子青年教育では家庭に於て、鄉村に於て眞に生きたる體驗教育を施すのである。

次は女子青年教育に於ては日本婦人としての教養を與へ、優に柔さしき中に家庭人としても社會人としても又個人としても第二の日本國民を養成する資格を

備へしめなければならぬ。

家族の政治生活、道德生活、思想生活、經濟生活、藝術生活、其他各方面の生活は一家の主婦の人格力量によつて左右せられる處が大である。

故を以て女子青年教育は國家社會の單位であり社會の基礎である家庭を道場として家政教育を施し、以て日本婦人たるの資質を與へんとするものである。

第九章 現代青年の生活と將來青年の生活

第一節 青年の思想生活と其の將來

青年の思想生活を知るには先づ平素之を培つて農民思想の特色を知らねばならぬ。農村はその環境が平靜閑寂にして都會の如き焦燥と變動の激しきものがない、又其の職業は一定の時期に種を播き一定の時期に收穫する、其の間の仕事も年々歳々變化が無い。

加之交通の便は缺け、社會生活狹隘にして自ら農民の眼界は狭小である、更に其の職業は殆ど人力にて左右し難い暴風洪水旱魃病蟲害等の自然的迫害を被むることが多い。随つて其の思想は正直、勤勉、忍耐力に富む等の長所あるも因循、姑息に陥り易く、萬事消極的にして改良進歩を好まない傾向がある。

又一方に於ては事物に對する推理力、判斷力に乏しく、他面感情に左右せられることが甚しいので群集的に附和雷同に傾き易く、群集心理に基く階級闘争現象た

る小作爭議、年々地方的に繰り返される水喧嘩、又學校の位置爭奪等には都會に於ては殆ど見ることの出来ぬ激烈なる争闘を見ることがある。

斯かる思想傾向の郷土に生活する青年が不知不識の間に之に感染して傳統的な思想に捉らはれるに至ることは已むを得ない事である。

随つて農民は近年澎湃として來れる外來思想や政治思想を眞に批判する能力なく、慢然と之に附和雷同し來つた傾向が尠くない。

之を以つて將來も同様にかくあるべきものと想像してよいであらうか。

余は之に對して否と答へたい、何となれば今後の青年は時勢に伴はれて思想問題に對して相當突き進んだ研究をしようとすることは現今の都市及農村青年の中に相當眼に見えて來つつあることに依つても瞭かである。

本稿起草中に於ても今秋に於ける縣會選舉を控えて産業組合、農會等が地方青年に呼びかけ農民の政治思想を啓發せんとしてゐる。

此の運動が青年に及ぼす影響は非常なるもので、恐らく之が導火線となつて青年の思想問題に對する興味は深刻味を増すことであらう。

殊に一般の識者が陥つてゐる意外なる誤解は農村青年の思想が一般農民と同様に極めて幼稚なりと一人決めをしてゐることである。果して農村青年の思想は普通農民と同一に見做してよいであらうか。

成程大多數の青年は上級學校に進學してゐないにしても、年々の中等農學校卒業者の大部分は郷土又は其の他の農村にて農業其他の職務に従事する、又中學校高等女學校、専門學校、大學等の卒業者は、其の進學、就職の出來ない者は郷土農村に歸りて起居するものが年々に増加しつゝある。

之等の青年は到底一般農民思想と同一視すべくもない。郷關を出て都會に數年乃至十數年を送つて歸りたる場合に彼等の眼に映する郷土社會の生活現象は如何にか彼等を驚かせることであらうか。

農業對商業の關係、都市對農村の關係、農業の不利、不合理性の甚しき狀況等を見又直接體驗する時に於て彼等の思想と彼等の生活との間に起る矛盾、脚下に横はる生活問題の解決等に對して彼等は如何なる態度を採り如何にして解決せんとするであらうか。

更に一方種々の方面より他動的に來る矯激なる思想的奔流は教養程度の如何を論せず彼等を之に巻き込みて憂ふべき傾向を惹起せぬとも限らない。

都市は農村が自然を相手とするに反して人を相手ともする。随つて生存競争激しく、鎗録の利に汲々とし、しかも其の環境は響音囂々、黃塵萬丈にして人心自ら焦燥であり種々の罪惡も亦多く發生し思想中正を缺き重厚性に乏しい。

加之都市が文化の中心たることは、他面に於て矯激なる思想や、惡しき思想の醗釀される處となり又外來思想の媒介所たり放送所たることも亦免れ難いことである。

斯かる環境に生活する都市青年の思想が之に感化せられることは當然である。斯くの如く農村と都市とは眞の思想傾向異り自らそれが青年に感化を與へてゐる、但し兩者に相違點ありとは云へ根本に於て日本精神の嚴存して獨自なる國民思想を形造つてゐることは疑ふことの出來ぬ事實である。

我等は農村と都市との思想的特質に就きて夫々の地方に於て能く研究し長短相補ひ、相調和せしめ以て地方民性の健全なる發達に寄與する處が無くてはなら

ない。

尙こゝに注意を要するは近時都市農村の利害の背反を理由とする對立問題である、近年米價問題に於て、農村産業組合問題に於て利害相反するの理由の下に對立抗爭の端を發し、此の運動が政治の範圍に進展しつゝある。

職業的に地域的に利害相反することは複雑なる社會生活、職業生活の現狀に於て或程度までは止むことを得ない、されどこれは國家的大所高所より觀れば抗爭以外に適當なる調和協同の途があると信ずる。

余は本問題に就き別に所見を有するも此處に論述するの餘地がない。他日適當の機會に於て述べんとするのである。

青年の思想生活に就きては尙經濟、政治、道德、宗教、藝術其の他各方面にわたつて論ずべきであるがそれは之より以下に於て分説するを以て此處には總論的に述べるに止めることとする。

要するに都市と農村はそれぞれ思想的獨自性を有しそれが青年に影響して青年思想を特色付けてゐる。然し將來を思へば兩者夫々樂觀を許さない、又都市農

村の對立の思想傾向は青年に及ぼす影響重大なるものがあるから青年教育上思想方面に深甚なる考慮と努力を拂ふことが肝要である。

第二節 青年の藝術生活と其の將來

人類は其の活動の外に適當なる休息と娛樂と而して高尚なる藝術を興へられなくては決して満足なる生活を遂げ得るものではない。

故に藝術は古今東西のあらゆる民族に於て宗教、政治、學術と共に主要なる文化現象の一つである。

青年の藝術生活を論ずるに當り先づ藝術の範圍を明かにする必要がある、此處に藝術といふはこれを廣義に解釋して一定の才能訓練に依つて生ずる人間の活動であつて繪畫、彫刻、農民藝術品等の造形藝術其の一、舞踊、映畫、劇等の表情藝術其の二、器樂、聲樂等の音響藝術其の三、文學、雄辯術、説話の如き言語藝術其の四である。今青年大衆の立場より之等の藝術生活の現勢と其の將來を要述しよう。

第一に造形藝術の中に於て農民美術品は獨逸、佛蘭西、チエッコ、スロバキア、瑞西、ス

カンデナビヤ、愛蘭等に著しき發達をなし、近年我國にも其の機運作興しつゝあるを見る。

例へば粘土細工品彫刻品等は從來見る處であるが近年西洋諸國より註文を受け農會等にて之が製作を指導啓發してゐるもの、中に高尚なる竹細工品にして魚類、鳥獸類を表現せるものは一個の價格二三百圓に達するものがある。此の外瓢箪、夕顔その他果實、纖維を材料とする美術品等は各地に於て生産せられつゝある。將來師範學校、青年學校教員養成所、青年學校、實業學校等に於て之等農民美術の研究と指導をなし之を民衆化することは管に文化的價值のみでなく經濟生活の向上に充實に寄與することも亦頗る大なるものがあるのである。

又繪畫、書道等も都市農村を通じ一般青年の快的生活に必須のものであると同時に人格修養上の價值も亦大なるものがある。近年動もすれば青年の趣味低下し風教を害すること大なるものあるに鑑み斯種の藝術教育を青年學校の正科又は科外施設とすることが肝要であると思ふのである。此の外公園、遊園地の設定等は農村都市を通じ今後大切な施設である。

第二に表情藝術の中では映畫の鑑賞をなさしめ、其の中に於ける藝術的教化力を利用すると共に現代青年の最も愛好する映畫によりて慰安を與へるは結構なことである。

又農民劇、郷土舞踊を獎勵し青年團の事業として青年個人々々にも之を演せしめ年一回中央に於て各地よりの粹を集めたるものを演じ全國の郷土に斯種藝術を振興せしめることが大切である。

著者嘗て香川縣下の平安閑雅なる農村に於て、青年男女が團旗を持ちて豊年を喜び祝ふ近代的舞踊を見て實に一種無上の美的感激に打たれたことがある。之等の郷土文化に貢獻する處は實に大なるものがあるのである。

第三に音響藝術に就きては男女青年をして樂器に民謠に歌謠に之を實演せしめることは前者と同様實に尊重すべきことである。

近時動もすれば民衆生活が權義の争に陥り階級の争鬭都市に農村に平安なる生活を破壊するものあるに顧みる時、かゝる音響藝術が青年の社交性を陶冶すること實に大なるものがあり、又家族生活の團欒にも缺くべからざることなるに鑑

み獎勵指導すべきものであると思ふのである。

第四に言語藝術に就きては今日民衆化し時代の文化に影響する處極めて大なる文學を先づ擧げねばならぬ。

高尚なる文學を青年に鑑賞せしめると共に自らも之を創作せしめることは極めて教育上より見ても趣味生活より見ても大切である。

俳句、和歌、川柳、狂句、小説等それ々の天分に應じて指導し創作せしめることは青年教育上重視すべきことである。又青年文庫、圖書館等には青年教育上適切なる文學書を設備して科外教育として之を讀ましめ適當なる指導を爲すべきである。雄辯術は近時青年辯論會等と稱して行はれる處であるが、こは青年の心理によく適合した施設であると共に彼等の自學修養に效果大なるものである。徒らに高言放論に陥らしむることなく日常實行せし處、研究せし處等を發表せしむる時は教育的効果特に大なるものがある。

各種の娛樂的説話の如きも亦青年に實演せしめるとか又は祭日其の他季節等にこの種の會を開催し職業説話家をして之を演せしむるもよい。

かゝる藝術理想は青年の生活理想の中に渾然一體として取り入れしめ而して其れを郷土農村又は都市の藝術的完成の實現に邁進せしめねばならない。

即ち山川草木の形勢自ら特異性を有する郷土の自然に最も想應しき産業生活、經濟生活、道德生活、藝術生活、法律生活、娛樂生活、宗教生活等を取り入れ氏神、名所舊跡、天然紀念物、公園に至るまでよく綜合統一せられ、こゝに郷土農村の一大藝術の創造が達成せられなくてはならぬ。

著者はかつて農村經營をなすに當り五ヶ年間この大藝術の創作を理想として努力したことがある。勿論五六年の短時日には完成し難きことなるも最初計畫を立て置けば後繼者よく其の精神を継ぎ時の青年又よく之を理解し居れば必ずや之を完成し得るであらう。

第三節 青年の宗教生活と其の將來

農村は大自然の胸奥に包容せられ此處に住む人々は常住坐臥自然に直面してゐる、この自然は宇宙である。

農民はこの大自然この大宇宙の偉大なる力に頼りて、稼植の業に従事し、人類生活の根源に奉仕してゐる、四時の運行に従つて春に種播き、夏に草切り、秋に收むといふ天地の化育に奉仕する農業の特質として自然力の偉大と人間力の微弱を痛感しおのづから天變地異をおそれ、五風十雨を祈願するに至り、自然物まで神靈化し崇拜するに至り、又彼等を抱擁する山川草木は不知不識の間に彼等の心を宗教的に傾かしめ之に依りて心の平安を求めると至つたのである。

又農民は古來武家政治の下にありて極端なる階級的壓抑を受け、經濟的自由を束縛せられ教育的社會的にも不遇の立場に置かれてゐた、かゝる境遇の下にあつては農民の心意はおのづから宗教的に走り宗教に歸依して安心立命を求めんとするに至らざるを得なかつたのである。

農村がかくも自然的に職業的に又農民の境遇上より宗教心を萌え出でしむるに反して都市市民は概ね其の環境に於ても、其の職業に於ても人を相手とする生存競争に没頭し自然の大偉力に左右せられることが少ないので自ら比較的一般的には超人的絶對的者たる神佛を意識する心の動きが少く随つて宗教心が薄いのである。

である。

凡宗教なるものは人と神佛との關係に於て存するものであつて人間が神人の融合歸一、神人對立共存を意識することである。而して其の意識の厚薄は思想の程度、年齒、性別、職業等に依つて異なるものであるが最近に於ける宗教思想の傾向は一般社會の傾向、青年の教養等の關係よりして宗教を疎んずるの風潮が生じて來たのである。

その原因は外來左傾思想に伴ふて宗教を疎んずる思想運動が行はれ來れること、青年の頭腦の中に現實主義の蔓延せしこと、維新當時の排佛毀釋に依り宗教と民衆が分離せしこと、僧侶の中に無自覺者があり又教線に立つて現代青年生活を指導する能力を缺くもの尠くないこと、民衆經濟生活の窮迫による寺院の衰微、宗派間の不和確執、宗教と教育の分離等が直接間接に原因してゐると思はれる。

青年の間に宗教を疎する傾向の生じ來つたことは以上の如くであるが現代一般農民の間に力ある宗教に憧れるの風潮が生じつゝあることは宗教生活の動向に一脈の光明を認めるものである。

將來青年に對しては宗教生活指導上如何なる方策を採るべきか、之まことに重要なる事項である。

青年の宗教教育とは青年の宗教心を開發する事である、而して其の實際運動は一般教育と相對立し宗教的理想、人格の陶冶を爲し教育の全目的の達成に貢獻せんとするものである。

兒童期に於て發生せしめられたる宗教的萌芽を青年期に於て啓培し發展せしめて宗教的生活の堂に入らしむべきである。

宗教教育は人間の人格活動の内に包含せられる處の宗教的要素を教養し之を以て一般教育の全目的たる人格の完成に努めるものである、而して其の宗教的要素とは謂ふまでもなく、宗教上に於ける、知識や、情操や、儀禮や、義務や、社交等である、我國に於ても夙に公立學校に於て宗教教育を實施し來れる英國、日曜學校により盛に行はれ居る米國等の實績に鑑み漸く一般教育界に於て宗教教育の必要が力說せられて來た。

宗教的情操養成者と宗教的情操養成方法

我國に於て宗教教育を行はんには如何なる方法程度に於てすべきやといふことに就ては今後慎重研究を要すべきも、青年教育上直ちに實行すべきものは宗教的情操の涵養である。

宗教的情操を涵養せんには先づこの新しき新育運動に携はるべき指導者の資質を向上しなくてはならぬ、此の指導に當るべき主要なる人は、父母、教育家、宗教家、社會教育家等である。

父母は宗教の信念に安住し日常の宗教的行事を怠らず、寺院、教會に參拜して自己の宗教心を培へば、おのづから佛母、聖母の心境を以て子女に慈愛を注ぎ指導し撫育することを得るに至るべく、此處に大なる感化を及ぼし青年子女に宗教的情操を養ひ得るのである。

教育家は宗教に對して正しき理解と信仰を有し、常に宗教的修養に努め青年に對して其の内面生活上、宗教的修養上の指導を爲し得る基礎修養とを有することが肝要である。

宗教家が眞に現代人に對し宗教的教養を與へ民衆を指導する人格と能力とを

有するならば今日の如き宗教の衰運を萌さなかつたであらう、今後青年をして悦服崇敬せしむるに足る宗教家が地方に増加せんことを希望して止まないのである。

社會教育、青年指導に當る人々は父母の項に於て述べたる趣旨に則り直ちに宗教的情操に豊かなる青年の父兄、母姉の如き資質を具備し、他面丁抹國に於けるグランドヅキの如き祖國愛、郷土愛、土地親愛に燃ゆる眞摯なる資質を有することが肝要であると思ふのである。

宗教的情操養成の方法はこれを一般的方法と特殊的方法に就いて述べよう。

第一に一般的方法とは前に述べた父兄、宗教家、社會教育家、青年指導者等が其の宗教的教養と人格の力と溢るゝが如き慈愛とによりて身を以て青年を導き其の人格を讃仰せしめることである。又社會的には非宗教的な要素を除くに力め、鄉村社會の宗教的美風を長養し現代化し、又活動寫眞、ラヂオ、各種讀物等の教化的威力を利用して社會の宗教的教化力を啓培せしめることが肝要である。又前述の氏神中心の生活は其根本である。

第二に特殊的方法としては宗教的意識の肝要、人生の諸問題、宗教的哲學等高等なる宗教教育に力を用ひること等は都市青年に對する喫緊問題である。又近時個人主義に偏せる青年思想を愛他的に導き社會奉仕の觀念を養成するが如きは極めて大切なことである。

第四節 青年の經濟生活と其の將來

青年期に於ては著しく經濟的意識發達し來り農事の改良、商事の事務、機械の取扱、貯蓄等に趣味を感じて來るものである。

然るに青年の經濟生活は家庭生活及一般社會生活に左右せられるものであるから、先づ農村及都市の經濟生活を研究し、而して將來の青年の經濟生活に及ばねばならぬ。

農民の經濟思想は、過古の孤家經濟時代の形式が其のまゝ、残つてゐる點が尠くない。

即ち都市經濟生活が資本的色彩濃厚なるに比較すると農村經濟生活は勞働的

色彩濃厚にして流通資本といへば生産費の三分の一を占むる肥料が第一位ともいふべきものであり、固定資本では目ぼしきものは土地の外には建物家畜位のものである。

従來農民の經濟生活の向上發達せざりし理由は我國農業の特質にも依るであらうが農村自治が法律的事務に終始し經濟自治を全然取入れなかつたことに因る處が大であると思はれる、尤も従來産業組合團體があり農村經濟生活上極めて適切なる運動ではあるが如上の缺陷よりして未だ全國農村は之に依つて充分に匡救せられることは出来ないであらう。

今や農民の負債は實に六百萬圓に達し死活の分岐點に立つてゐる。

農村經濟の不振なる理由と之が對策に就きては既に「農村社會と青年」なる題下に述べたのであるから之を省略し此處には専ら經濟生活の原力たる經濟的能力と經濟生活の關係を述べることにする。

第一に經濟思想の傾向である、農民は業務が小仕掛である爲に利益薄少である、又濫費を忌み貯蓄に努めるのは其の通性である。然し近年農民の間に投機に手

を染むるものあるに至りそれが地主自作農破産の原因となつてゐるものが少なく將來益々この傾向が力を加へるであらうから青年指導上留意すべきことである。

農民經濟觀念は大體より見て幼稚である。其の中でも地主自作農は相當進みたる經濟思想を有し小作人は甚だ幼稚である。又都市附近は概ね經濟觀念發達し山間僻地は大いに劣つてゐる。

第二に農業生産に對する經濟的能力である、最も基礎資本として重要な土地利用方法は經濟學上より見て遺憾の状態であるが、都市附近及農業團體、實業補習學校の進歩せる地方では漸次土地利用の高度化を見つゝある。

然るに一方大中地主階級に於ては概ね土地經濟の危機に遭遇し小作料納入上の故障と農産物價の下落に伴ふ收入の激減とにより、土地を財産とすることは却つて生活の不安定を招來するの實狀に遭遇し、之を賣却し金錢として利殖するの傾向を示すに至つた。

勞力經濟に關する農民の態度は機械によりて勞力を節約し閑暇を以て娛樂に

充當し眞に農業經濟の理法に立脚して餘剩勞力の活用を爲す者が少ない、又共同作業に依る勞力節約、家畜利用、動力利用等による勞力經濟の擴充等は未だ極めて遺憾の状態にある。

又一般に勞力を惜しみ樂をせんとする傾向が今日農民に著しく目立つことは憂ふべき現象である、今後青年教育上勤勞教育、鍛鍊教育の重要性益々加はることを感ずるのである。

更に近時農村の工業化なる新問題が農業界に認識せられてゐるが、之は嘗て農村より奪はれたる手工業を奪還することと注目すべき事である、農村將來の經濟生活に根本的な變化を來さしむべき動因である。

第三は分配經濟中の主要問題たる小作問題である、農村青年の大多數は小作人又は自作兼小作人の子弟である、故に小作料に對する經濟的觀念の消長は青年の經濟思想上極めて重大なる意義を有するものである。

小作問題は農家にとりては内一家生計の根本に關はる問題であり、外農村思想問題であり、又農村平和に關はる重大問題である、隨つて經濟生活の中に於ては頗

る重大性を持つた事項である。

本問題に就ては理想としては一面地主小作人間の協調和樂を圖り他面には小作人を自作農となすべく自作農創定政策を徹底すべきである、青年學校等に於ては公民教育施設として地主小作人の協調を標榜する娛樂的施設、修養施設等を爲すがよい。

第四は消費經濟生活の問題である、農家の消費經濟生活は、生産との均衡が破れてゐる場合が頗る多い、例へば結婚費の如きは收入に比して其の多額なる事世界第二位である。

著者嘗て福井縣下を視察せし時或地方では綿服結婚を實行してゐる處があつた。又著者の經營せし農村社會教育事業の一つとして結婚用具の共同設備を女子青年間に於て行はしめた事があつた、之等は農村經濟生活の缺陷に伴ふ青年教育施設として注目すべきものであると思ふのである。

消費經濟上の缺陷に於て注目すべきは計理觀念の缺如である、農村青年學校に於ては今後農業簿記の教授に力を注がねばならない。

又金融問題に就ては既に述べた處であるが農民が今も尙信用組合に貯蓄する額少なく郵便貯金、銀行貯金に走るの傾向があるのは遺憾である。本稿起草中に政府の發表する處に依れば昭和十年七月郵便貯金總額は三十一億圓に激増したといふのである。その三分の一が農村の貯蓄である事を思へば農民の經濟的不理解、察するに餘りがある。

但しこの缺陷は信用組合の強化確實化の點に於て今尙遺憾なる状態にあることが有力なる原因をなせることを閑却してはならない。

要するに農村經濟生活は今や一大進轉を來さしめなくてはならぬ。而して之が爲めには政治上よりは農村經濟の根本を堅め、他方青年に對して之に應ずる英國的訓練を施し又勤勞精神と經濟觀念を進めしめ且つ其の能力を伴はしめなくてはならぬ。

第五節 青年の法制生活と其の將來

農民は都市民に比して概して政治生活が劣つてゐると認められてゐる。元來我

國農民は久しき將軍政治の下に壓抑せられた上に農業が自然の迫害に左右せられ、爲に殆ど宿命的なるもの、如く考へそれ等が原因をなして事大思想宿命觀を培つたのである。

随つて參政權を得た後にも立憲政治の發達を見ること甚だ少いのみか現在立憲政治形式の危機に瀕してゐる。殊に國家政治の基礎たるべき自治體の運營の如きも甚だ遺憾であり、地方財政も亦危機に瀕してゐる。

本稿起草中に於ては選舉の肅正が叫ばれてゐるが之には其の根本たる國民の自覺がなくては到底困難なことである。而して之が解決を爲すには社會教育上公民教育、政治教育の徹底を實現するにある。

勿論都市に於ても立憲自治觀念は頗る遺憾の状態にある。

農村都市を通じ國民の眞の自覺を實現するには前述社會教育の徹底にあるも、最根本的にも亦最捷徑、最有力なるは青年教育に於て立憲自治思想を根本的に陶冶し鍛鍊することであると思ふのである。

更に一般法制生活に就きて考ふるも法治國家の國民として法制に關する知識

と之を日常生活の上に實現せんとする意志感情の陶冶を爲すことが肝要である。元來農村社會は極めて平安閑靜なる自然郷に生ひ立ちたるものであるから、其の社會的軌範はかゝる安靜な郷土に自然的に發達した人情道德慣習に過ぎなかつたのである。

其の處へ近代となつて法治國家としての新生活を行はねばならぬ事となつたので法治的觀念の幼稚なるは云ふまでもないことである。

現に著者の實際に視察せる農村で殆ど夜盜其他の犯罪の虞なき村里が相當多數である。

然るに近時漸く小作問題、貸借問題其他各方面の事項に於て權利義務觀念の意識濃度を加へ來れることは將來益々其度を増すことを示すものである。小作問題に於ける權利觀念の高調、之に對する民法改正の聲高からんとするが如き農民の法律思想の進展を示すものとして注目し値する。

將來青年教育上に於て正しき法律觀念を培養して法治國家の大國民としての教養を全からしめ國民生活の圓滿なる發展に貢獻せしめなくてはならぬ。

國民の政治生活甚だ不振にして今や立憲制度の危機を招來せるに際し之を匡救し狂瀾を既倒に回さんには、先づ其の不振の依つて來りたる處を探究し而して後に對策を樹立しなくてはならない。

抑々政治は自己の利益を離れての奉仕である。隨つて政治の進歩は個人々々の政治教育、公民訓練に俟たねばならぬ。然るに之等は久しく教育の中に取入れられないで居た。又歴史上の事實から見ても我國では最近まで國民に對して參政權を與へず政治的訓練、公民的生活訓練の機會は全然與へられなかつたと言つて差支ない程であつた。隨つて現今政治の根本教養上に次の如き缺陷があるのである。

- 一、政治思想の涵養を教育より隔離せしめたる爲政治に眞の理解なき國民たらしめたること

- 二、立憲自治觀念の啓培を輕視し公民訓練を閉却したこと

- 三、國民に對し立憲自治民として又法治國民としての社會的、道德的根據を與へず又政治に對する見識を與へざりしこと

- 四、選舉道德の徹底を缺きたること

五、忠君愛國の思想と立憲思想との融合を缺きたること

之等は宜しく青年學校の公民教育、鍛鍊教育、修身教育の中に於て適切妥當なる施設により教育の徹底を圖ることが肝要である。

左に農村青年の政治教育の實際を記述する、著者は眞に生きたる政治教育は青年の環境たる農村の自治即青年生活に即したる政治教育でなくてはならぬと深く信するが故に左に述べる處もこの極めて卑近なる事項を抽き出して之に依つて生きたる政治的訓練を與ふるの方法を論述する次第である。

抑々農村青年に對する政治教育は政治の實際に關する批判をなすものでなく、立憲自治制の本質を良く理解せしめ、これに參與するに國民として具備すべき知識及び徳操を養ひ、立憲自治制下の國民として充分なる政治的教養を與へんとするものである。その中、立憲政治に關する知識の附與については別に公民教育の項に於て要項を掲げて説明するのであるから、こゝには訓練を中心としての政治的教育について説明することゝする。

立憲自治制下の國民公民としては自主自律共存共榮の精神を養ひ、社會公共の

爲には一身の利害を超越し己を犠牲としてまでも之れに貢獻する所謂社會奉仕の精神を有せしめなくてはなぬ。かゝる精神教育の徹底するときは、公私を混同して自己の利害の爲に國家社會を顧みず、或は選舉に當つて投票を賣買し情實に捉はれ、眞に優秀なりと信する人物を撰擇することを誤るが如きことはないであらう。

かゝる共存共榮の精神涵養に適切なる施設としては、青年學校に於て公民教育、政治教育の教授をなすと共に日常實際生活の機會に於てその授けられたる知識、徳操を實際に應じ實現して的確に腦裡に刻むと共に、またその體驗に於て公民的知識、徳操を涵養し得せしめて生きたる政治的教養を與へなくてはならない。かゝる目的の下に郷土に於て實施すべき公民的修練の事項を擧げてその概要を説明しよう。

先づ第一に小學校の課程を修了せる青年をしてその品性を向上せしめることである。青年教育の充實、青年教育の振興を圖り尋常小學校卒業後中學校に進まない二十歳迄の青年をして漏れなく青年學校に入らしめ、公民教育、職業教育の修

練を充分に與へることは結局、青年各自の品性を向上せしめ、従つて郷土の産業文化の進展に貢獻するのである。

出席督勵會の活動 青年各自をして自治的に青年學校に入所して熱心に勉學するやう獎勵することは結局、青年教育の成績を進め、前述の効果を充分に擧げる所以である。

講習講話、見學 かゝる施設によつて公民教育、政治教育に關する講習講話をなし、知徳の向上を圖ると共に優良町村、優良諸團體等を視察見學せしめ、而して立憲自治生活の向上を圖るに資せしむるのである。

簡易圖書館の設置 郷土の文化的施設として缺くべからざる明日の教育施設であるから、これが實現に努力することは文化の向上に貢獻せしむる所以である。

郷土調査 郷土の開発をなすにつきて爲すべき自治、經濟、教化の三大運営は郷土の自體に即せなくてはならないのであるが、これが爲めには先づ郷土を調査する必要がある。青年をしてこれに當らしむることは郷土開発の根本に貢獻せしむる所以である。

印刷物の刊行 郷土民衆の教化上有力なる効果を齎すべき施設なるを以つて、これに努力せしむることは社會教育上に貢獻すること大である。

揭示臺の利用 前項と略々その目的を同じうし、町村の要所に各部落毎に設けて通行者を揭示事項により修養せしめ、また納稅防疫等の注意事項を掲げてこれを厲行せしめるなど、生活指導上効果顯著なるものである。

托兒所開設 農村に於ては農繁期に於て三歳頃より八歳頃までの幼児童を收容し、その保護養育をなすことによつて幼児童の健全なる發育と努力の經濟とを圖るもので、町村の新しき社會事業であつて自治體として行ふべき重要なる施設である。

修養會、聯合修養會、部落會 かゝる會合に於て郷土生活のあらゆる機會を捉へて體驗的修養をなさしめるやうその基礎的指導を施すものである。これによつて郷土の自治風尚を進展改善せしめてその發展に資する。

部落相互視察 村内各部落の教化、交通、衛生、生活改善、産業等の實狀を比較視察せしめて相互にその各部落の開発に資するものであつて、その效果没すべからざ

るものがある。

敬神、崇祖、敬老事業 吾が國民精神の重要な事項なるが故にこれが體驗をなさしめ、また敬老事業の如きは青年が中心となつて、これを年中行事の一となさしめることにより良風美俗の源を涵養せしむることを得るものである。

各種總集會 村内に於ける各總集會に於て、常に立憲的にこれを運用せしむることは村民の團體訓練たると共に延いては青年の立憲自治的訓練となるものである。

表彰 社會公共の爲に盡瘁したる者、産業上、自治教化上に功勞ある者その他善行者特に勤勉なる者等を表彰することは村風を刷新し村民の福利を増進する所以であつて男女青年の職業として極めて相應しきものである。

道路改修理奉仕 道路は村の産業開發文化向上の上に極めて密接なる關係を有するものであるから、村民は協力してこれを愛護し、その機能を發揮せしむることは結局地方の振興に貢獻するものである。

道路愛護、交通宣傳 青年中心となりてかかる實際運動をなすことは民衆の交

通に對する道德思想を向上せしめ、交通の進歩を來たさしむるものである。

標木、案内圖設置 村内にかゝる交通案内の施設を爲すことは公益に盡す所以である。

街燈設備 都鄙の別なく交通の安全、盜難防除等に效果大なるものであつて青年が中心となつてこれが實現を圖るべきである。

衛生、大掃除 青年をしてこれを手傳はしめることは郷土の保健を進めると共に衛生思想の涵養に資するものである。

臺所その他家庭改善 臺所を衛生的、經濟的に改善して生活の安定に資すると共に、家内、宅地を整理美化して家風の醇化に貢獻せしむることは實に一郷一國を興隆せしむる根本である。

身體検査、豫防注射 これが厲行は個人の體格向上に必要なのみでなく、間接には公衆に對しての責任を果す所以である。

活動寫眞 青年が中心となつてこれを実施し、娛樂の裡に教化にも資して郷土生活に貢獻せしめることが出来る。

體育の普及獎勵 朝夕最も民衆に適したるまたは職業に應じたる體操運動遊戯をなさしめ、以つて體位を進め、質實剛健の氣象を表はさしめることは現下の社會に於ける緊要事である。

兵事に關すること 壯丁、未教育者教育は、青年學校等に於て極めて主要なる教育施設であるから青年をして自治的にこれが就學出席を督勵せしむべきである。出征入退營者送迎 かゝる場合に赤心を披瀝し、感謝慰勞をなすは一般國民の義務であるが特に青年が先頭に立つに應はしきことである。

在營者慰問 これ亦國家に一身を獻げて一定年限奉公の誠を致してゐる者に對する吾等の義務であり責任であると共に、かゝる行事に依つて義務を遂行し責任を果し以つて政治的基礎訓練を施し得るものである。

軍隊宿泊、見學 軍隊生活を見學して軍人精神と愛國の念を培養。

勸業に關するもの 産業は確立 青年をして研究せしめ郷土振興計畫中に織り込ましめることは自治體運營の重要事項の體驗であつて立憲自治訓練上價值極めて大なるものである。

農業經營の改善 多角形式經營の研究、地主小作人の協調階和等に青年が努力することは實に郷土の福利民福に貢獻する所以である。

農事品評會 郷土の農業の振興に貢獻する重要事である。

産業組合の援助及び利用 新しき農村建設の根本策は産業組合であり、而して又これが振興は思想問題解決の鍵である。

社會事業 公衆社會の爲め有利有益なる事業を計畫實行せしむること。

生活改善の事項は枚擧に遑がないのであるが、その主要なるものは、公休日設定、時間尊重、無縁佛追悼會實行、冠婚葬祭時の各種宴會改善、勤儉貯蓄の厲行、納税厲行、部落講堂の活用、娯樂の改善、豫算生活、夜警、消防の厲行等であつて何れも有力なる生活改善運動にして、これが實際の向上は地方自治の振興に資し延いては國家の發展に貢獻する所以である。

以上の實際運動をば青年をして中心となつて實行せしめることは、實に公共生活訓練の要諦であつて、政治教育上根本的修練を爲さしむる所以であると信ずる。

第六節 青年の教育生活と其の將來

農村教育は明治以來形式的、統計的には如何にも發達したる如くである。教育技術の學問的敘述を見ても内容は頗る豊富である、兒童教育に對しても至れり盡せりの施設である。但しそれは社會と隔絶せる教室を以て教室とし而かも銀座の學校も山間僻地の農村も海濱漁村も全然劃一的に行はれるものである、就學出席率は世界第一であり、國民が讀書文章を一通り理解するに至つた點を統計的に調べた處も亦世界第一である。

然るに其の教育の發達の結果は如何であつたか教育益々進展して農村は益々衰頹した、教育の發達と農村青年の郷土愛着の念とは逆比例的に發展した、所謂農村青年の離村向都は年と共に甚しく更に中等男女教育は全然土と離反し郷土の反逆者を養成するの感を呈するに至つた。

小學校を卒業して徴兵検査に達するまでの間の教育甚しく不振の爲に青年教育を受けない者は概ね小學校教育の三分の二は失はれ社會に立つ頃には西洋の諺にもある如く頭腦は恰も「空虚なる釜」の如きものである。嘗に小學教育の減失のみではない、時勢に伴ふ國家社會の成員としての修養は今迄の様な青年教育状態では心細い限りである。

試みに眼を門外社會生活の上に又國民生活の上に注いで見れば、立憲制度の運用、自治體の運用は喧々囂々を極めてゐるが其の原因は過去青年の公民教育の不徹底に因るものである。公民教育、眞の徹底を見ざる限り選舉の肅正も自治體の發展も決して出来るものではない。

又農業生産の改革、交易、分配、乃至は金融問題の解決も青年の職業教育、公民教育を普及徹底せしめずんば千、百の施設も眞の効果を擧げ得ないであらう。

何となれば既に述べたる如く農民の經濟生活の確立、地方財政の充實には、先づ根本問題として自治體の改革による經濟自治の確立が出来ねばならない、而して自治體の經濟自治運営は其の構成分子たる個人々々の資質向上が前提であり、随つて青年大衆教育が最も大切な國策でなければならぬのである。斯く考へる時に於て從來の青年教育は實に遺憾極まるものであつた。青年の

教育生活は貧弱極まるものである。青年の教育生活を輕視したる應報は、政治上に經濟上に社會上に其の他の方面の行詰りとして國民の上に迫り來てゐるのである。

今や猶豫すべき時ではない、速かに我國教育全體の改革を斷行し而して國家教育の全系統を匡し小學校を卒業したる大多數の青年の爲めに教育機關を以て本流となし、國家は萬能を排して之に義務制度を斷行し上級學校に進まざる該當學齡青年をして残らず之に就學せしめ得るに必要な施設をなすを要する。

最後に今後の青年教育生活の充實には次の諸件に留意することが肝要であると信ずる。

即ち第一に青年の心身を陶冶鍛鍊して日本精神を長養し内に於ては眞に皇國の發展に貢獻し外に於ては世界の平和と人類の福祉に寄與する偉大なる國民性の建設に努むること。

第二に公民教育を振興して自治體の健全なる發展を顯現して國家の單位を充實し以て興國の基礎を堅固ならしむること。

第三に土地親愛の精神を養ひ職業能率を増進して天然資源を開發し國民生活の根源を培養すること。

第四に移植民教育施設を充實し國民をして海外に雄飛せしめ民族の發展と人口問題の解決に貢獻すること。

眞の青年教育生活充實に就ては國家教育の大改革を前接とする青年教育制度の確立をなすにあること前述の如くなるも其の實現を見る迄には刻下の急務としては青年學校の充實徹底を圖るにあると信ずるのである。

第七節 青年の娛樂生活と其の將來

娛樂は人類の快適生活上の重要要素である、娛樂もし無くんば人生は無意味乾燥であり随つて神經は疲勞し社會は荒寥たる有様を呈し罪雲集積し遂には文化の頹塘と經濟生活の破壊をも見るに至るであらう。

因より精神生活の慰安には藝術あり又その啓發指導には宗教や教育がある。然し之のみでは到底人間の精神生活の慰安休養を果すことは出來ない、人々の職

業教養、境遇其他各方面事情の相違により萬人其の欲する處の何等かの娛樂慰安を得せしめなくてはならぬ、青年學校施設上に於ては特に青年大衆の境遇に鑑み其の切實なるを感ずるのである。

娛樂慰安の種類は實に一々枚舉することが出来ないが左に其の主要なるものを文部省の調査に基きて掲げよう、尙青年の娛樂生活に就きては拙著日本農村の新經營及農村教育新論を參照されたい。

全國の農村及び漁村に於て行はれてゐる娛樂は、文部省社會教育局昭和五年五月乃至六月調査せし所に依れば總數約百二十種にして、その主なるものは次の如くである。

物日、祭禮節句、

山遊、茸狩、栗拾ひ、花見、湯治、汐干狩、海水浴、遠足、遊覽、旅行、
盆踊、舞踊、神樂、囃子、民謠、流燈、力持、拳、競馬、綱引、凧揚、漁獵、煙火、
芝居、操人形、萬歳、仁輪加、淨瑠璃、義太夫、浪花節、謠曲、落語、講談、活動寫眞、
講、修養會、戸主會、母會、敬老會、圍碁、將棋、聯球、トランプ、ピンポン、双六、カルタ、麻雀

撞球、尺八、琵琶、バイオリン、ハーモニカ、笛、蓄音機、

讀書、辯論、生花、茶湯、書畫、骨董、靈地參拜、ヲヂオ、

運動會、運動競技、

寫眞、

右のやうに今日農村、漁村を含む、以下用語これに準ずるに於て行はれてゐる娛樂はその種類割合に多くその中には諸種の都市的娛樂も含まれてゐる。然し乍らそれは決して一般の状態ではなく、殆ど都市附近に限らるゝ現象にして、全國的に言へば農村最大の娛樂は尙祝祭行事、踊、唄、芝居、海山の遊び、遊覽、講等設備熟練を要せず、物日、農閑期等に比較的簡單に行はるゝものゝみである。

農村娛樂は氣候、地勢、産業、交通等郷土の事情と最も密接な關係を有つてゐる。即ち河川、湖沼、海濱等の地方に海水浴、汐干狩、競漕等が行はれ、山間地方に茸狩、栗拾ひ、山遊び、狩獵等が行はるゝが如き、或は冬季氷雪多き地方にスキースケート等のウインタースポーツ及び諸種の室内遊戯が行はるゝが如きである。

この關係は殊に傳統的な郷土娛樂によく現れてゐる。即ち農村に豊年踊、牛追

唄、馬追唄、田植唄、雨乞踊、麥搗唄、稗搗唄、靱搗唄、茶摘唄、白挽唄等あり、漁村に大漁節、磯節踊、捕鯨踊、鑛山地方に錢鑄節、海道地方に雲助唄あるが如きである。

信仰も亦農村に於ては、娯樂と重要な關係をもつてゐる。

その代表的なものは「講」であつて、講には登山講、觀音講、念佛講、御詠歌講、大師講、伊勢講等種々あり、何れも信仰の集りたると共に近隣親睦の機關である。神社佛閣の參拜を機會として團體的遊覽をなすのをその特徴としてゐる。

その他、修養會、戸主會、母會等、右の「講」とは全く異つた意味の各種の會合が近來盛んになりつゝ、ある傾向は農村文化の上から見て興味ある事象である。

いはゆる郷土娯樂が、今や一般に衰頹の途を辿りつゝ、ある事實は、各地に於て郷土娯樂の保存振興が計られつゝ、あることによつて想察することが出来る。然し乍ら元來娯樂に乏しき農村に於ては歴史を有する郷土娯樂は尙農村生活者にとつて最も有力なる慰安である。

今回の調査に於ける郷土娯樂はその著しきもののみにして、總數四百餘種を數へ、その中三百六十餘種、即ち大部分は踊及唄である。

郷土娯樂の衰頹に對して、近代的な都市娯樂が次第に農村に擴まらんとする傾向がある。その傾向は特に都市の近傍に著しい。例へば運動競技は農村に行はるゝ、近代娯樂の中では比較的優勢なものであるが、野球の如きは特に都市近傍のものであるが如きである。興行物、カフェー、撞球等が同様殆ど市街部或は都市近傍に限らるゝのは言ふまでもない所である。交通の便利な土地に於ては次第に傳統的な娯樂が亡びゆくと共に近代的な諸種の娯樂がこれに代らうとしてゐる。即ち娯樂に於ても亦他のすべての文化現象に於けると同様、時代變遷の世相をそのままに反映してゐるのである。

農村に於ける近代娯樂の先驅をなすものは巡回活動寫眞にして、その發展は注目値するものがある。特に近來官廳に於ける諸種の巡回映畫が益々組織化され、所謂映畫網を組成さるゝと共に山間僻地も都市と同様潑刺たる近代娯樂に接することを得るに至り、その効果は教化の上から見ても亦著しいものがある。かくの如き設備の最も著しいものは今や各地に於て實行せられ或は着々計畫せられつゝ、ある映畫聯盟である。

その他、地方に由つては公設運動場設置、民衆會館の建設、娛樂日の制定等に努力してゐる。

これらは何れも農村の亡びゆく娛樂に對し、新しい娛樂の創造を意味するものにして、農村振興上重要な意義と役割とをもつてゐるが、殊にそれらの運動が青年團等の手に依つて行はれつゝ、ある事實こそ落莫たる農村の將來に對し期待すべきものあるを思はしめる。

大體文部省の調査結果は右の如くである、農村と云はず都市と云はず青年の娛樂は將來最も重要な教化問題であるから地方に依り適切なるものを選択し又従來の娛樂にして青年の愛好するものはなるべく之を保存し又改善するとし、輕々しく禁止するが如きことなき様注意することが肝要である。

第八節 青年の個人生活と其の將來

第一 肉體的及精神的生活

人は精神と身體との二要素の結合に依つてなるものである、故に青年の個人的

生活を論ずるには身體的生活と精神的生活の二方面より考察するを要する。

「健全なる精神は健全なる身體に宿る」といふ格言は吾等の體驗が雄辯に立證してゐる。

之れ精神の基礎は身體であり、身體の活力横溢する場合には精神自ら旺盛であるからである。殊に外界の自然的人的迫害に對する抵抗力は肉體の健康に依つて卻けられ、諸般の妙機は亦精神作用と相俟つて健全なる身體によつて有利に處置される。

若し身體にして薄弱ならんかおのづから精神陰鬱且つ消極的にして職業生活、社會生活に適しない、隨つて常住不快の日を送り、家業の衰退を見る計りでなく、延いては身體的生活を通して社會の完成に充分なる貢獻を爲すことが出来ない。

抑々青年期は身體の變化發育急激である計りでなく、各種の疾患に冒され易い、而して一度疾患に冒されるや、悲觀失望より來る精神的疾患や自暴自棄に陥り又往々にして自殺其の他の常道を逸したる行動を爲すに至るものである。

故に青年の指導教育に眞に親切ならんには彼等の個々人に就て身體の特徴缺

陥をよく調査し其の圓滿なる發育を遂げしめ隆々たる筋骨と横溢せる活力の持主たらしめなくてはならぬ。

青年教育の時代的理想制度を以て任ずる青年學校令が第一條に於て「青年の心身を鍛鍊し」と掲げ且つ特に鍛鍊の語句を用ひたる言外の含蓄に對し讀者必ずや領かれるであらう。

「職業に必要な知識技能」も實際生活に須要なる知識技能も結局健全なる身體にして始めて體得し活用されることである。

而して青年の體格と體力とは吾等の經驗と青年教育上の體驗より歸納する時食物の點に於ても體育運動の點に於ても徹頭徹尾鍛鍊主義がよい。軍隊教育も亦よく之を證明してゐる。

近時青年の身體動もすれば薄弱となり各種の患者其の數を増加する地方がある、病原に寄生蟲、花柳病等の特殊なるものがある、之等に對しては青年擁護の立場より深甚なる考慮と對策樹立が肝要である。

精神的な生活は之を知情意の三方面より考察するを要する。

第一に知的な生活は心意の識別方面を云ふ、諸般の事物をよく理解しよく判斷し、而してよく慮るは知的な生活の理想である、知的な生活は農村青年と都市青年とによつて趣を異にする。

農村青年は視野狭小にして識見に乏しい傾向がある、殊に其の對象が四時の巡行に伴つて一定の時に種蒔き草削り收穫するといふが如くに定まりたることを繰り返すものであり、而かも年々歳々相似たる植物を相手とするが故に自ら積極的な精神活動に乏しい。

之に反して都市青年は目まぐるしき變化ある環境に變幻極まりなき經濟界の妙機を爭奪し人を相手として生存競争を爲すものであるから自ら知能の發達が速かであり積極的精神活動に優れてゐる。

松本文學博士の知能検査によるも徴兵検査の成績に於て農業に従事せる壯丁は水準線より二段半の低位にあるに反し商業に従事せる壯丁は水準線より二段半上位に、都市の事務に従事せる壯丁は三段半上位にある。

而して農村青年は運動知能に於て稍々優れたるも、抽象的な言語文章を理解

すること社交的方面の仕事には不得手である、之れ抽象知能、社交的知能甚しく劣つてゐるからである。

今日一身五世界の複雑なる社會生活を營む上には事物に對する正確なる認識と事を處理する識見とが無くてはならぬ、都市青年たると農村青年たるとを問はず之等の知能を啓發することが肝要である。

第二に意志の強大な個人的生活は社會生活を強大ならしむる所以である、近時の青年には薄志弱行の徒が多くなつてゐるといふ、之れ教育上意志の鍛鍊が疎かにされてゐるからである。

今後日本民族發展の要諦は國民の意志をより強大にし堅忍持久鍛鍊健闘の精神を把持せしめ正義を敢行し他民族と雖も之を包容するの大度量を養成しなくてはならぬ。

第三には感情の陶冶である。

感情を陶冶して餘裕ある生活を爲さしめ、質實剛健、鍛鍊健闘の生活の中に高尚精美なる道德的感情、宗教的感情、審美的感情を融和發育せしめ以て圓滿なる人生

を體現せしめなくてはならない。

第二 個人的經濟生活と其の將來

青年期は經濟觀念の萌芽著しく發育して經濟生活の充實に一種の憧がれを持ち指導教育の宜しきを得る時は一代にして家を興し家名を擧げるに至るものである。

抑々人類の活動は衣食住ありて始めて行はれるものである。經濟生活の根底は勤勞にあるが故に勤勞は生存の第一要件である。殊に職業を有し之を通して社會に自己實現を爲し社會の完成に貢獻するは人間の社會的責任である。

勤勞の結果獲得せる財貨の一部は之を蓄積して個人としては他日の生活のために又國家社會に對しては眞の富力を充實する所以である。

青年期に於ては前述の如く經濟觀念著しく發達すと雖も、之が指導宜しき得ず放任主義を採る時は種々なる誘惑又は個人的性格の缺陷よりして濫費し又は怠惰に流れ早くも青年期に於て破滅の因を作るに至る。故に經濟的生活に於ても道德方面よりは勤儉貯蓄、規律節制、創造建設の徳を養ひ、一方科學的知能を養ひて

以て個人經濟の充實を圖り延ては國家の富を増大せしめなくてはならない。

第九節 青年の社會生活と其の將來

第一 社交性の涵養

青年期に於ては社交性が急速に發達し自己の好む友人を求めて之と親交を結ぶに至る、放任し置くも彼等は三々五々夫々友と相結び青年期の社會生活の單位を此處に作るのである。

然るに君子の交は淡きこと水の如しといふが如く、道義觀念に基く交友現象は稀に見る處にして、名利を得るの手段としての交友や又は低級幼稚なる快樂を得るの方便として結ばれる交友が殆ど大部分を占め、所謂小人の交なきこと蜜の如く名利や快樂の甘き蜜消失すれば交友は自ら破れるに至る、加之修養の期間を無爲に終り或は身の破滅の因を其の間に醸成する者が尠くない。

青年期に於ける社會的生活に於ては先づ此のよき友人を選択して之と交友を結ぶの指導より出發して隣人との交際、より一般社會人との交際に押し廣め貧困、

坎坷孤獨を救援せしむる等社交性の涵養に努めねばならない。

社交上の實際的指導としては禮儀作法書信等は最も重要なことである、禮儀作法は平素の言語、動作、訪問、來客接待、贈答、冠婚葬祭等の儀禮等であつて極めて重要なことである。

更に一身五世界の複雑なる今日の社會生活に於ては能く總ゆる社會の事物を知らしめ、殊に時事問題、社會の出來事等は新聞紙を科外教科書として活きたる教授訓練を施さねばならない。

今日の青年は其の受けたる教育高ければ高き程個人主義の傾向が濃厚である、之れ社會と相乖離して一向に概念教育を施され社交的訓練を受けてゐないことに因る處が多い様である、故に將來の青年に對しては道德的生活、國家的生活其他各方面の生活訓練を施し社會の一員として善良且有爲ならしめなくてはならないのである。

以上の一般的事項に就ては既に度々述べた處であるから本章には省略することとして以下農村青年の社會生活に就き概論することとする。

第二 農村青年の離村向都

農村青年に最近郷土を見捨て、都會に集中する傾向頗みに著しきを加へて來た、農村青年の都市集中原因たるや種々錯綜せるものなるも之を簡單に虚榮に憧れ土に親しむ勤勞を恨み嫌ふ結果と片付けることは出來ないと思はれる。

實際上農村郷土は經濟的にも財政的にも行詰つて仕舞つてゐる、血氣にはやる青年が之に愛憎をつかして都市に走り或は家運を挽回せんとして都市に出稼せんとする者が少からずある、又次男三男は移植民的發展の不振なる現狀に於て都市に集中せざるを得ないのである。

又人情の機微を穿つ底の觀察を爲せば結婚準備の爲め、家計援助の爲めの出稼的集中、一儲せんとの極めて無邪氣なるもの等があらう。

之等の原因を基調として將來農村青年をして郷土に踏み止まり鄉村社會の改善振興を圖らしむる様指導することは現下最も緊喫の要件である。

其の方法たるや素より、經濟的、社會的、政治的、教育的、其の他各方面より觀たる對策に依るべきも最も根本的なるは農村教育の徹底であると信ずる。

農村の青年をして土に親しみ郷土の愛護する情が一種の宗教的なものとなつて來なければならぬ。それは決して架空的な實現困難なものではない。

眞に農業に對する深奥なる興味を感じ農業其のもの、内に隨喜の泉、無附の興味を發見する時は土地親愛の精神と相俟つて彼等は鄉村の開發、農業の改良に全身全靈を傾倒するに至るのである。

更にかゝる教育への改革を爲すと共に農業經濟の可能性を増進する爲に農業政策の再建に依る農村の工業化、經營法の改善、土地所有の均霑及之等を可能ならしむる爲の根本問題たる産業組合の自治の強化に依る農村經濟自治の確立をなすことが肝要である。而してかゝる政策を成功せしめる根本問題は農村教育の徹底に依る農民の素質向上である。

第三 農民運動の傾向

近時農村青年が農民團體の指揮下に政治的方面に進出せんとしつゝ、あるは將來の青年社會生活に一大變化を招來せしめるものである。

彼等が相互戒めて選舉の肅正を爲す程度でなく更に進んで農民の眞の代表

を推し出さんとする積極的態度に出づる處に今後の國家政治の上に大なる刺衝を及ぼすものがある。

最近大地主特に舊藩主と稱する大地主の中に其の土地を賃貸するの不遇を託つものがある、實際上小作人團體は從來の卑屈なる態度を一擲して小作料の減免を要求し、或は世の實例を引き或は自ら一定の減免率を提出し、此時に示威的態度を示して以て目的を貫徹せんとする。今後之が對策は、拔本塞源の方法としては國家が一層多額の資金を融通し土地を容易に小作人に購求せしめ、大部分の小作人を自作農たらしめるにあるも之には國家財政上より容易に出來難い事情があつて一大決心を以て斷行するにあらずんば實現し得ない。

故に今後は地主の青年たると小作人の青年たるとを問はず公民的訓練を徹底し、偕和協調の實を擧げしめることに努めねばならぬ、又地主も時勢に目醒めて階級思想を一掃し小作人と相握手して共存共榮主義の實現をなすの襟度を示さねばならぬ。

尙以上の外既に述べたる都市對農村の利害對立問題に基く都市民と農民民の

争闘時代現出の慮がある。

要するに現在及將來の青年社會生活の前には新しき團體運動の風潮が押し寄せて來てゐる、青年の指導を疎略にし又一步誤ることあらんか、この農民運動都市民運動は社會混亂の時弊を醸成せずとは斷言出來ない。

此に於て吾々は公民教育の徹底を圖り社會連帶の倫理觀念を充分に頭腦に浸潤せしめ、眞の自由、正義、平等、協同等の諸徳を養ひ、しかも何事も個人の利害、一部民衆の利害に捉はれず飽くまで國家の大所高所より眺めて判斷し正義を實行する性格の教養に努めなくてはならない。

第十章 青年學校經營の要諦

第一節 青年學校經營の根本方針

青年學校の使命を全うする爲には公民教育、職業教育及鍛鍊教育を徹底することを目標として勤勞主義、鍛鍊主義に依つて經營に當らなくてはならない。

抑々現今國家社會の要求する善良にして有爲なる國民公民は自己の使命を知ると共に、國民の使命を解して個人は倫理的共同體としての國家の目的に貢獻することを以て最高の價值なりとの信念を有し、この二つの使命を果す爲めに眞摯なる生活をなす意志と實力とを有する人である。随つて國民の使命を認識し、これを實行に現はす強き意思を涵養し、この使命を全うすべく行動の上に現はし、然かも此の意志を實現し得る體力と精神力とを養ふことは實に今後の青年教育上の重要事項である。

而して斯る教養上の目的を達成せんには、單なる活字の教育を以てしては到底その目的を達することは出來ないのであつて、必ずや現實郷土生活を修練場として心身の體驗に訴へ、修身公民科を以て青年生活の全面に表現せしめなくてはならない。

青年學校に在學する青年は職業に従事し、これを以て國家社會の一員としての責務を分擔し、然かも職業生活は彼等の生活事實の殆ど全部を占めてゐる。故に青年をして眞に有爲なる國民公民たらしめんには、先づその職業觀を確立して、農業そのものの中に無限の歡喜と隨喜の泉を發見せしめて、これに全身全力を傾倒してその經營に力むると共に、平素學びたる知識を基礎として工夫、獨創を凝し、新方法の創作を爲すが如き資質を培養し、職業生活を透してその全人格を社會に實現せしめ、公民的教養と相俟つて或は郷土の完成に貢獻をなさしめ、而してこれが人生の理想なることを眞に自覺せしめ、以て人生觀を確立するに至らしめなくてはならない。

而してこれが爲めには、勤勞主義、鍛鍊主義に依る職業教育の徹底を圖ることが肝要であると信ずる。この職業教育の目的は職業に關する知識技能を修得する

のみでなく、職業的體驗鍛鍊を通して深奥なる興味を喚起し堅忍持久の精神と體力を養ひ遂には確固たる職業感、人生觀を把持して自己の職業を通して挺身國難の打解に當るまで徹底せしめるにある。先づ職業的知識技能の修得に就いて考察するに凡そ知識には教師其の他の人より注入又は報告に依つて概念として頭腦に貯へられた知識と自己の勉學經驗に依つて體得し、且つその心の中に於て生長し創造された知識とがある。技能に於ても亦同様に單に機械的で模倣の反復によつて得らるる新しい價值を生むことの無い技能と、これに反して自然の素質が基礎となり、新なる價值を創造する生産的技能とがある。かかる知識技能の中で貴重なるものは自己の經驗により心のうちに生長し創造された知識、新たな價值を創造する生産的技能とである。かかる知識技能の修得は勤勞作業を中心とした修練によりてはじめてその目的を達し得るのである。彼の書物の學問により抽象概念的な知識を注入するに過ぎなかつた教育方法は速かにこれを改めて勤勞作業の鍛鍊場に於て充分に修練し體得する方法に改めてこそ眞の價值ある知識技能を修得せしむることが出来るのである。この意味に於て農業に従事す

る青年は農業經營それ自體が修練、職業教育、商工業に従事する青年は商工業實習が修練場である。

かかる方法により頭腦の中に蓄積せられたる財寶をば各自の頭腦の働と肉體の勞働を通して、作業共同團體の活動に貢獻し奉仕せしめ、品性陶冶の基礎として忍耐、細心、精確等の消極的意思力と勇氣、計畫心、肉體的並に道德的活氣を重視して陶冶するのである。この意味に於て農村青年教育には共同實習地、共同作業室その他共同的施設を必要とし、商工業青年には、商業實踐室及之に附隨する設備、工業實習室及附隨する設備が肝要である。而して女子の爲めには特に裁縫室、家事室の完備を急務とする。

鍛鍊教育の徹底には教練體育を以つて最重要なる科目として之が施設を充實し且指導員及他職員一致して眞摯熱烈火の如き精神を以て鍛鍊主義の徹底に努め隆々たる筋骨と旺盛なる體力とを養成せしめ、鍛鍊健闘の精神と堅固なる徳性とを以て實際生活職業生活に當らしめなくてはならぬ。

實際生活の充實向上は平素修得せる知識徳操を行動の上に現はすにある。而

して之が爲には鍛鍊されたる意志の働きに俟つのである。

殊に國體觀念を明徴にし立憲生活の本義を體現せしむるには修身及公民科の教授と教練科に依る鍛鍊教育とが相互一體となつて教授及訓練を徹底せしめなくてはならない。

又實際生活、職業生活に於て諸般の妙機に處する如何なる難局の打解にもこの教練に依る精神の陶冶鍛鍊に俟つ處が頗る大である。

普通學科は其の性質よりして實際生活との關係が隔り離れ易い傾向を有する上に從來の教育や生活に有用なる知識技能といふよりも單に概念として頭腦の中に集積せしむる分量の多少に標準を置いて教育程度を評價したもので、益々抽象的概念的知識の傳達を爲し得るに止まり、眞の教育即ち基礎的のことを不斷の思考的觀念と不變の克己心を以て精神力に應じて解決し且つ、その解決に對する愛好心と歡喜心とを得せしむることが眞に教育することである。

以上述べたる勤勞の意義は單なる機械化せられた筋肉勞働でなく、精神的及び肉體的勤勞を同等に包含したる所謂教育的勤勞である。而して其の勤勞の一つ

く、に現はれた場合に於ては或は肉體的或は精神的の形式が勝つてゐることとなるが概して精神的勞働形式と謂ふべきであつて、而してその精神的勞働は手足の活動と結合しこれを通して行ふべきである。かかる見地に立つて青年學校經營を想ふとき正に學校は一つの勤勞團體となり、校長も教員もよく此の思想を得して青年と共に勤勞し共に休養娛樂するに至らなくてはならぬ。

勤勞教育の徹底を期することは上述の如く極めて肝要なことであるが然しこれには相當設備と經費を要する、即ち農業實習地、作業室、學校園、家事室、實驗室、木工金工の製作室、教練體育に必要な設備及びこれ等に伴ふ諸般の備品費、専任教師及び助手給等である。地方財政の窮迫せる今日かかる設備の要求は甚しく無謀なりとの誹あらんも一度想を國難打解の根本策が青年の自覺にあることに及ぼす時、國家は萬難を廢して國庫補助増額乃至は義務教育費全額斷行によりてなりと是非とも急速に實現すべきものなることを信じて疑はないものである。

第二節 青年の鍛鍊教育

青年學校に於ける鍛鍊教育は教育の總ゆる機會に於て行ふの用意あるべきであるが特に教練科は此の點に重大使命を有するものである。教練科の徹底には教練自體の實績を擧げるを第一とし、他面これに相伴つて教練の實際化を圖らねばならぬ。

本書に述べたる經營方法は實に教練の實際化方案とも謂ふべきものである故に以下教練に關し陸軍省徴兵課より文部省青年教育資料中に發表せられたる處を記述し以つて教練による心身鍛鍊の要諦を示すこととする。

第一、教練の目的

青年教練の目的

- 一、國家觀念を明かにし
- 二、堅忍剛毅の精神を養ひ
- 三、規律を重んじ、禮儀を正しくし
- 四、協同を尙び、勤勞を樂しむの習慣に馴れ
- 五、強健なる身體を養成する

にある。即ち他の訓練項目と相俟つて、青年の心身を鍛鍊して資質を向上し、以て優秀なる國民を作るにある。

青年訓練の目的は言ふまでもなく、青年の心身を鍛鍊して國民たるの資質を向上せしむることにある、換言すれば我が國民として最も緊要なる諸徳即ち堅忍、剛毅、規律、節制、協同、團結といふやうな諸徳を涵養し、團體的觀念を體得させ、體軀を鍛へると言ふのが目的であつて、教練が青年訓練に採用されたのは他の教材と相俟つて青年に之等の諸徳を涵養せしめ、訓練の目的を達成するに最も適當な手段と認められたのに依るのである。

元來教練は軍隊教育の一部をなすものであり、軍隊教育に於て其の目的とする處は、戰爭に役立つ軍人軍隊を編成するに在つて之が爲には堅確なる軍人精神、嚴肅なる軍紀の養成を眼目とすると共に、戰爭技術、専門的軍事技藝の鍊磨收得といふ事を缺くべからざる要件とするもので、青年訓練の目的と全く一致するわけではない。即ち、青年訓練に於ける教練に於ては、軍事専門の技藝の教育は其の目的ではなく、之を通じて青年の心身を鍛鍊し、本項に擧げたやうな諸徳目を養成せん

とするのが目的である。即ち兵式の教練は目的にあらずして手段に過ぎないのである。

然しこゝに注意を要することは、教練は單なる手段に過ぎないと言ふので其の實施をいゝ加減にすれば、結局教練によつて青年訓練の目的を達成しようと言ふことが出來なくなることである。戰鬪の技術は目的ではないが、これを正確に鍊磨することによつて始めて達成しやうといふ目的に副ひ得るのである。固より、青年訓練に採り入れる教練は之に用ひ得る時間から言つても、其の目的から言つても、軍隊教育で要求することの全部を要求することは出來ない事であり、又それ程必要もなく、且訓練所の生徒と入營する壯丁との間に生理上、心理上の相違がある點もあつて、之等を考慮し指導上手心を要することは言ふまでもない。要は兩者の目的を併せ考へ、この科目をこのやうに教育すればこの目的に副ひ得るといふ點を十分考へて、それを眞面目に實行することが必要であると言ふに歸するのである。

因に、軍隊教育で教練といふのは、通常青年訓練に於けるものに就て言へば、各個

教練と部隊教練に相當するものだけで青年訓練といふ場合には、他の科目をも含み其の範圍が廣いのである。

第二、教練と修身及公民科並に他の訓練項目との關係

教練は修身及公民科並にその他の訓練項目と最も密接なる關係にあらねばならぬ。とりわけ修身及公民科は教育に關する勅語の趣旨に基いて、道德上の思想及情操を養ひ、時勢に鑑みて國民生活に最も必要な心得を授け、實踐躬行を勧めるのを以て要旨とし、特に國家觀念及立憲の本義を明かならしめ、公民としての責務を完からしめるに必要な事項に留意して教育するものであるが、この徳目は文字こそ異れ殆ど教練の目的に合致して居るからである。只修身及公民科は躬行實踐を主張するにしても、いづれかと言へば智に偏する教育であつて、教へはするがこれを實行にて徹底せしめる點に於て十分とは言へないのであるが、教練は意を主とする訓練であつて、實行を生命としてゐる。即ち一令の下、瞬間の餘裕もなく欣然として直に服行するやうに教育するのであるから、この教練の效果に依つて、修身及公民科に於て教へるところのものを實行に移すことが出來、こゝに始めて

訓練の全効果を收め得るものである。

その他の訓練項目即ち普通學科に於ては、地理は方位の判定、距離測量、地圖の見解、地形の識別に、歴史は軍事講話に密接の連絡を有して居る。また職業學科に於ては能率の増進、實習の仕方に教練の精神を加味すべきものがかなり多い。

故に各指導員は、相互に密接な連絡を保持し、彼此互に相應じ、相協力し、以て訓練の全効果を發揚することに努めねばならぬ。

第三、教練と實生活との關係

教練の目的が國民性の陶冶にある以上、その効果は必然的に國民の實生活に及ばなくてはならぬ。また、かく指導するのが教練の主眼である。かの國防上に及ぼす影響のようなのは、青年の資質向上そのものに期待せらるゝのみで、決して狹義の軍事技能を授くることを意義するものではない。

それならば如何にして教練の實生活化を圖るか、凡そ人間は、個人としても、團體としてもその言動は、

一、外物の刺激を受けたならば、

二、これを判斷し、

三、これに處するの決心を爲し、

四、その決心に基き、これに應ずるの行爲をとる、

の四段の作用を爲すもので、その経過時間を短縮し、且そのとつた行爲は法に合し、正しく有効であらしめることが即ち、知行一致の訓練であつて教練の各種の教材を如何に取扱つたならば、この訓練の目的を達成するに適當かといふことを工夫するのが之を實生活化する基である。而して處世上必要な規律、勤勉、協力、持久心などのやうなものは、只々教練の諸教材そのままを整齊嚴格に實施さへすれば、自然にその目的を達成することが出来るものであるが、一方に於ては、教材を活用することに依つても亦、實生活に直接影響を與へることが少くないと言ふことに着意せねばならぬ。

例へば、

一、陣中勤務、救急法、結繩法及兵器の取扱、手入、保存法のやうな教材はその活用に
よつて實生活によい影響を與へることが多く、

二、教練の教育方式そのもの、應用に依つて、事業の管理統制諸物品の取扱整理に實效を與へることが多い。
等がこの類であらう。

故に、指導員はよくその訓練所特殊の環境に順應し、生徒の現状に即し、あらゆる方面から諸種の手段を盡して努めて教練を實生活化するやうに努力せねばならぬ。これが爲には、單に教練上のみならず常に郷黨の先輩として後輩たる生徒の生活を正視し、觀察しこれに適切なる指導をするやうに心掛けねばならぬ。只こゝに注意を要することは、徒らに實生活化の名に驅られて、教練の本體を離れ、實生活そのまゝを教練として取扱つたりするやうな極端に走らないことである。

第四、教練各科目の目的

(一) 各個教練

各個教練の目的は、個人を訓練し、その個性を陶冶するにあつて、

1. 形式的には、部隊教練の確乎たる基礎を築くにあるも、
2. その主眼は、寧ろ形式的訓練を通して内面的陶冶を爲すにある。

即ち、一定の制式及法則に據り、一定の鑄型に倣る如く、各生徒の姿勢、動作を綿密に反覆矯正し、而も各々號令に應じ、間髪を入れざる至短時間内に、自力及他力の衝動に依り、精神と肉體との統制を圓滑ならしめ、以て心身を統一する一大修養法であつて、この間自然に修養し得る徳目は左のやうである。

1. 規律を重んじ、節制を守り、
2. 克己自制、堅忍持久、
3. 勇往邁進、
4. 細心周密の美風を養ひ、
5. 且、命令に服従し、規律を嚴守し、
6. 心身を統一して、身體各部の凝固を解き、
7. 嚴正高尚なる態度容儀を整へしめる、

これを要するに、各個教練は青年訓練に適正なる基礎を與ふる重要な教材であるから、その実施には特に力を用ひねばならぬ。これが爲には、生徒發育の状態に稽へ、逐次要求の程度を高めつゝ、確實に諸制式を實行せしめることが肝要であ

らねばならぬ。

(二) 部隊教練

部隊教練の目的は、部隊を組成する各人が、團體内に在つてその長の指揮に絶對服従し、各々その任務を迅速嚴正に履行することに依つて、鞏固たる團結心を涵養し、規律、節制、協同、自主、自立等の諸徳並に機敏、判斷、應用等の諸能力を養成し、以て國家社會のため統制ある團體的基礎訓練を爲すにある。

人が人としての活動の出来るのは、頭腦、四肢、筋骨、内臓の諸機關は素より、これら人體を組成する幾億萬の細胞がそれ／＼統制ある組織の下に活動するからであつて、國家社會の發達も亦、先づその成員である個々の人格を陶冶してこれを完成し、然る後國家社會として鞏固なる團結の下に統制ある活動を爲し、以てその發展を期せねばならぬ。

然るに個人の教育訓練に關する世の施設經營は比較的完備して居るに拘らず、團體としての活動訓練は未だ十分でない。殊に個人主義思想が擡頭し、生存競争が激烈となるに従ひ、この感を深くするものである。

部隊教練はこの弊を矯め、國家社會としての團體活動の基礎訓練を爲すに最も適切有效である。蓋し部隊には編成に大小はなるが、最も簡單に且順序正しく組織せられ、團體の中樞たる一人の指揮者の下に最も強力なる統制力を以て運用せられ、團體の組成分子は最も忠實にその統制に服し、全力を以て個性を發揚すると共に、衆心一致、團結の力に依つて十分にその效用を發揮せんとするの訓練であるからである。

部隊教練の内で、密集教練と疎開教練とは形に於て大分差があり、又部隊の敬禮は稍特種の目的を有するので之等に關して附け加へることゝする。

一、密集教練の目的

- 1、外形上には部隊を組成する生徒をして、號令に従ひ衆心一致舉止恰も一體の如く行動することに慣熟せしめ
- 2、内容上には、右行動によつて規律、節制、協同、團結を尙ぶの習性を陶冶するにある。

密集教練の疎開教練と趣を異にする處は、團結特に鞏固にして嚴肅整齊、動作最

も確實にして恰も一體の如く一絲亂れないところにある。

二、疎開教練の目的

- 1、組織體内にありて能く長上の意圖に従ひ、責任觀念を基調とし個性を遺憾なく躍動せしめ、以て各自の任務を完全に遂行し、團體の目的を達成するの習性を作り
- 2、志氣を旺盛にし、自主自省の念を涵養し、判断活用 of 能力を練ると共に身體を輕捷にし、體力を強健ならしむるに在る。

説明

- 1、軍隊には、疎開戰鬥を以て歩兵の主要なる戰鬥方式とし、敵火の效力を滅殺し、我が火力及突撃力を遺憾なく發揚することを目的とし、指揮官以下の適切な協同動作並に機宜に適する獨斷專行を以て、本戰鬥の遂行上緊要なる要求としてゐる。
- 2、青年訓練にこの方式を採用せられたのは、軍隊の主とする戰鬥力を養成せんが爲ではなくして、戰鬥の遂行上軍隊の必要とするところの協同動作や

獨斷專行等、形式上の要素を修めしめんが爲であるが、疎開教練の方式そのものが對敵動作であり、この對敵觀念を高調することに依つて責任觀念も生ずれば個性の躍動も、協同動作も行はれるものであるから、其の實施はやはり對敵動作でなければならぬのである。

3、個人對個人としても、いざ對抗動作となると双方は勿論、これを見るものも共に緊張するものである。然るに部隊を以て統制の下に行はれる對敵動作は、外觀も亦頗る壯觀であるのみならず、部隊を組成する各人は、個人の對敵動作よりも一層志氣旺盛となるもので、最もよく青年の氣分に適合した訓練方法である。

4 疎開教練は上記の對敵觀念を以て、變化のある廣い場所に散在し、指揮者の眼から遠くその拘束も少いところで自由に且十分に活動し得るやうに出來て居り、その活動は同時に分業と統合との二方面に互るものである。

即ち部隊を組成する各人は、密集教練よりも一層廣範圍に於て一層複雑重要な職責を有して居り、この職責を全うするためには、能く指揮者の意

圖を慮り、大なる責任觀念を以て自己能力の最大限を發揮せねばならぬこととなり、而もこの活動は指揮者を中心に最も有効に統合せられ、部隊共同の目的たる敵に對し指向せられるものである。またこの個人活動の範圍が廣く而もその活動が複雑であることは、益々判斷活用能力を要し、自主自省の必要も多く、特に運動量の増大、全身の運動敏速の行動等に依り、身體を輕捷にし、體力を強健ならしめ得るものである。

5. 疎開教練は、各人の活動が複雑廣汎である關係上、社會人としての訓練に大なる效用を呈するものである。即ち密集教練は、強力なる統制力を以て各人の活動に制限し、團體の鞏固なる集結作用及其の齊一運動に依り、社會人としての人格の基礎訓練を爲すに適するのであるが、疎開教練は更に進んで社會に於ける活用の基礎訓練を爲すに適するものであつて、家庭自治體及國家に於ける生活に應用して直に效用を呈するものである。

三、部隊の敬禮目的

禮節を尙び、團結の中心、其他、長上を敬ふの氣風を作興し、訓練の精華を發揚

するにある。

説明

部隊の敬禮は、皇室、神佛を始め、團體の長、其他、長上に對して行ふものであるから、自然に皇室の尊崇、神佛並に祖先の崇拜、長上に對する敬服等の諸徳性を涵養することが出來、小は訓練所より大は國家に至るまで古今に互りその中心を敬ふの氣風を作興することが出来るものである。

部隊の敬禮をするには、隊形がよく整ひ、且最も嚴肅整正に行はれることが必要であつて、特に各人の受禮者に對する注目は全身の活氣と滿腔の誠意とが充溢しなければならぬ。このやうにして衆心一致し、萬人一體の如くにして、一絲亂れず敬虔の念が全隊に漲つて寸毫も冒すところなきに至るは、これ即ち、青年訓練精華の現はれでなければならぬ。

(三) 陣中勤務

陣中勤務の目的は、陣中に於ける諸勤務の一部を演練することに依つて、責務の達成を基とし、獨自の比較的自由的な立場に於て、天與の資性を十分に啓發し、且應用

の能力を増進するにある。

説明

1、陣中勤務は、かの各個教練や密集教練のやうに、一舉一動嚴肅な規律節制を基調とする訓練法と異り、多くの場合奉公のため自ら犠牲となる一つの任務を與へられ、その任務達成のため、自主的に各人の全智全能を働かし、以て天與の資性を開發すると共に應用の能力を増進して實生活の用に供するものである。

2、陣中勤務は、各個教練や部隊教練のやうに、基礎訓練を主としたものに比べると、遙かに實用に重きを置いた訓練である。従つて自然の環境に於て、注意力、判斷力、記憶力、慧敏性、意思の發表法等、智能上の啓發や、友愛親和、自然愛好等の情操上の陶冶や、責任觀念、堅忍持久、協同、自主自立等の意思の訓練や、視力、聽力、脚力の發達、身體抵抗力の増進等、肉體上の鍛鍊等を行つて、以て青年資質の向上を計ると共に、これらの効果が直に實生活に活用せられ、以て世の進運に資するに適するものである。

(四) 旗信號、距離測量等

旗信號、距離測量の目的は、これらの科目を興味を以て演練する間に於て、記憶力、推理力、判斷力等を練り、救急法、地圖の見解、地形の識別、結繩法等の目的とする處も概ね之と同様である。

(五) 軍事講話

軍事講話の目的は、國民として知るを要する國防軍事に關する常識を與へ、以て將來の國防は國民總がかりでやらねばならぬと言ふ世界大戰の教訓に基く近代國防の要義に副ひ、延いては一般世事に就ても正當なる判斷を下すを得せしめ、且教練の教材と關聯して、その足りないところを補ひ、以て十分に其の本旨を達成せしめ様と言ふにある。

(六) 教練の査閲及檢定

青年訓練所に於ける教練は、二年内に少くも一回師團長の命する査閲官が査閲することになつてゐる。査閲の目的は、各青年訓練所に於ける教練を檢し、其の進歩發達に資すると共に、當該訓練所の修了者が兵役に關する特別資格を具備する

や否やを考察するのである。

青年訓練の課程を修了して修了證又は證明書を貰つた者が歩兵隊に入營すると、軍隊に於て各個人に就て教練の檢定を實施する、此の檢定は個人に就て、在營年限を短縮する資格を具備するや否やを決定する資料を得るのを目的とするものである。

訓練所で査閲を行ひ、入營後また檢定をするのは、査閲は必ずしも毎年行ふわけでは無く、且査閲では個人毎の成績を檢するのでなくて、訓練所全般に就て觀察するのであるから、入營に當つて各個人に就て檢定を行ひ、在營年限短縮の資格の有無を審査する必要がある爲である。

元來、青年訓練は在營年限短縮の代價的施設でないことは、其の目的にみても明かな處で、其の修了者に在營年限を短縮することゝなつたのは、主として之に依つて、資質の向上した青年に對しては、軍隊教育も比較的容易に行はれるといふに依るのであるが、一面、軍隊の教育は日と共に複雑多岐を加へて來て、寧ろ從來よりも多くの日子を要する状況にあるので、青年訓練に於ける教練の成績といふ事は、軍

隊の素質を低下せしめない爲にも緊急な事なのである。

(七) 結 語

以上は青年訓練所に於ける教練に就て、其の目的に關する事項を主體として、一般關係者の承知すべき事の若干を擧げたのであつて、教練に關して一般關係者の知るを要することは勿論これだけでは無い。教練の内容に就て、價値に就て、そして其の青年訓練に適當である所以に就て、又これと施設、經營との關係等に就て述べべきことは澤山あるのであるが、こゝでは前に述べた様なわけで、これだけに止めたのである。

青年訓練が、關係者の全く獻身奉仕的な努力によつて着々堅實な進歩を續けて居ることは、邦家の爲に慶賀に堪へないのであるが、量に於て、又質に於て共にまだ一發展の餘地も尠くないので、此の上ともに關係者の努力を希つてやまない次第である。

第三節 青年の生活指導